

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 原田 孝司

1 日 時

平成29年4月19日（水） 午前10時30分から
午後 3時19分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

原田孝司、衛藤博昭、土居昌弘、末宗秀雄、後藤慎太郎、守永信幸、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

志村学、木付親次、桑原宏史、森誠一

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 平成29年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・変更スケジュールについて、第13回食育推進全国大会の開催について、犯罪被害者等を支援する条例の制定に向けた検討状況について、県立病院精神医療センター（仮称）の整備について及び大規模改修工事の進捗状況について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査を5月8日、16日、17日、22日、23日、30日及び31日に実施することを決定した。
- (4) 県外所管事務調査を7月18日から20日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成29年4月19日（水）10：30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：30～12：00

- (1) 平成29年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
 - ② 第13回食育推進全国大会の開催について
 - ③ 犯罪被害者等を支援する条例の制定に向けた検討状況について
- (3) その他

3 福祉保健部関係

13：00～14：20

- (1) 平成29年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
- (3) その他

4 病院局関係

14：20～15：00

- (1) 平成29年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ① 県立病院精神医療センター（仮称）の整備について
 - ② 大規模改修工事の進捗状況について
- (3) その他

5 協議事項

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

原田委員長 ただいまから、委員会を開きます。

これより、生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶申し上げます。

〔委員長挨拶〕

原田委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

原田委員長 なお、福祉保健生活環境委員会の定数は8名でございますが、田中利明委員が佐伯市長選挙に立候補したことに伴い、4月2日に失職していますので、当面、7名の委員で委員会を行うこととなります。

また、本日は委員外議員として、羽野武男議員が出席予定でしたが、急な所用とのことで、御欠席となりました。

また、志村学議員は、午後から出席との御連絡がありましたので、申し添えておきます。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められておりますが、委員から個別に御異議が出た場合を除き、発言の許可については、今後、委員長に御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、私に御一任いただきたいと思っております。

ちなみに先日、議会運営委員会の委員長から、これまで委員外議員の発言が時間的制約もあってできないことが多かったが、是非その発言の機会を認めていただきたい、御配慮をお願いしたいとのことでしたので、できる限り御発言を頂きたいと思っております。

次に、事務局職員を紹介いたします。

議事課の秋本君です。（起立挨拶）

政策調査課の飛河君です。（起立挨拶）

原田委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔柴田生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

原田委員長 それでは、生活環境部関係の平成29年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、お手元の福祉保健生活環境委員会資料を使って御説明します。

資料の1ページをお開きください。

まず、生活環境部の組織でございますが、本庁は防災局を含め、生活環境企画課から消防保安室までの本庁9課3室と、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所及び4つの地方機関体制となっております。

今年度の組織改正では、人と動物が共生する社会の実現のため、食品安全・衛生課としておりましたものを、より分かりやすくということで食品・生活衛生課に改称し、また、循環を基調とする地域社会の構築を推進するということで、廃棄物対策課を循環社会推進課に改称しております。

次に2の職員数ですが、本庁が150名、地方機関が78名で合計228名となっております。

続きまして、2ページをお開きください。生活環境部の予算でございます。

まず、平成29年度の当初予算でございます。当部の予算総額は、表の左から2列目29年度当初予算額（A）の一番下の合計欄下段、104億2,327万5千円です。

これを、その右の28年度当初予算額（B）と比較しますと、7億9,018万1千円、率にして7%の減となっております。

主な増減といたしましては、まず増としては、動物愛護拠点施設建設事業とヘリコプターテレビ電送システム地上設備の更新、これが増で、防災ヘリコプターの更新事業の終了による減がございます。

当部の予算のポイントについて御説明いたします。

一つ目は、おおいとうつくし作戦の推進でございます。

本県の豊かな天然自然の保全と活用を図るため、ユネスコエコパークの登録やジオパークの再認定に向けた取組を推進するとともに、インバウンド受入れ環境整備に向け、自然公園の施設整備を推進いたします。

また、廃棄物の減量化・再資源化の向上、並びに平時からの災害廃棄物処理体制を構築するため、ごみの焼却残さ等のセメント原料化を始めとした資源循環を推進いたします。

また、うつくし作戦を県民に波及させるため、商店街と連携し情報発信するとともに、国民文化祭等の行事を環境の視点からおもてなしする態勢を構築いたします。

次に、3ページの2でございますが、安全・安心を実感できる暮らしの確立です。

高齢者の交通安全対策を推進するとともに、HACCP普及による食の安全・安心の確保に努めます。

また、動物愛護教育や犬猫の譲渡等の中心的機能を担う動物愛護拠点施設の整備を大分市と共同で進めてまいります。

3の人権を尊重し共に支える社会づくりの推進では、男女の人権が尊重され、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会づくりを推進するとともに、新たな人権問題への対応に向けた取組を進めます。

4の多様な県民活動の推進では、地方創生の担い手であるNPOの人材育成や活動の活性化を図ります。

5の地域社会の再構築では、公営水道の運営基盤強化策として、広域連携に向けた検討を進めます。

6の危機管理体制の充実では、南海トラフ

巨大地震など大規模災害に備え、熊本地震の検証結果を踏まえた、より実効性のある防災・減災対策を推進します。

7の男女が共に支える社会づくりの推進では、女性の活躍推進及び男女が共に働きやすい社会の実現を図るため、出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援する体制づくりを推進します。

8の生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造では、私立学校の児童生徒一人一人の能力や適性に応じた私学教育の充実を支援いたします。

また、ひきこもりやニート等が就労など、社会的自立に困難を抱える若者とその家族への支援体制の充実を図ってまいります。

私からは以上でございますが、引き続き、担当課室長から重点事業等について説明させていただきます。

藤本生活環境企画課長 生活環境企画課関係につきまして、お手元の委員会資料により御説明いたします。

資料の5ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は部長、理事兼審議監を含めまして21人で、主な事務といたしまして、部の総合企画、組織・定数の管理、人事、予算の総括等の事務に加えて、交通安全対策に関する県民運動の実施、市町村の避難所運営支援などを行っております。

地方機関は、衛生環境研究センターを所管しております。職員数は30人で、主な事業としては、保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究、情報の収集・提供等を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

なお、これからの各課長の説明につきましては、主な事業だけとさせていただきます。

まず、(1)高齢者交通安全対策推進事業185万9千円でございます。

高齢者が加害者、被害者となる事故が依然として高い比率を占めていることから、高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境づ

くりに努めるとともに、県内全市町村で、体験型の交通安全教室を実施するなど、高齢者の交通事故防止対策を推進するものでございます。

次に、（２）市町村避難所運営等支援事業 160万9千円でございます。

災害の発生時には地域住民が主体となって避難所の運営ができるよう、市町村の避難所運営マニュアルの策定を支援するほか、自主防災組織や市町村職員等を対象とした避難所運営の体験訓練を実施し、災害時における避難所運営方法の確立を図ってまいります。

梶原うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料は6ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は11人で、主な事務といたしまして、おおいたうつくし作戦の推進や地球温暖化対策の推進、環境教育等による環境保全の取組の促進、豊かな水環境の創出など、身近なごみ問題から地球温暖化対策まで幅広く、環境保全に関する事業に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、（１）おおいたうつくし作戦推進事業1,645万5千円でございます。

この作戦のけん引役であります、おおいたうつくし推進隊の新たな団体の設立を支援するなど基盤強化を図るとともに、国民文化祭等の国民的行事を環境の視点からおもてなしするため、商店街と連携した啓発活動、おおいたうつくしショウウィンドーに取り組んでまいります。

次に、（２）3R普及推進事業636万円でございます。

修理して大切に使っている物のフォトエッセイコンテストの実施や古着等を活用したリメイクデザインを募集して、県主催の環境イベント等で展示を行うほか、今年度は新たにコンビニエンスストアにおけるマイバッグ利用促進のキャンペーンを実施いたします。

また、食品ロス対策といたしまして、宴会開始後30分間と終了前の10分間は自分の

席で料理を楽しんでいただく30・10運動の取組も進めてまいります。

山崎自然保護推進室長 自然保護推進室関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の7ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は12人で、主な事務といたしまして、生物多様性に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパークの推進に関すること、ユネスコエコパークの推進に関することなど、本県の豊かな自然の保全と、資源の有効活用に向けた事業を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、（１）の生物多様性保全推進事業650万2千円でございます。

豊かな自然の基盤である生物多様性を保全するため、希少野生動植物が生息・生育する次世代につなぎたい地域を選定し、普及啓発を行うとともに、県が指定した指定希少野生動植物の保全活動に取り組む団体への支援や、講演会など自然保護啓発イベントを開催いたします。

次に、（２）のおおいたジオパーク推進事業2千万円でございます。

姫島・豊後大野両ジオパークは、認定後4年ごとに実施される再認定審査を今年度控えていることから、両地域の再認定に向けた取組への支援強化を図るとともに、県内外への情報発信により、ジオパークの認知度向上を図ってまいります。

次に、（３）の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業5,623万7千円でございます。

ユネスコエコパークへの登録を契機に本地域の豊かな自然環境を宮崎県や関係市町と連携し、広く情報発信するとともに、登山道やキャンプ場などの施設を整備してまいります。

後藤県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課関係につきまして、御説明を申し上げます。

資料の8ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

本課につきましては、地方機関であります大分県消費生活・男女共同参画プラザ職員が兼務しております。職員数は21人で、県民の日常生活に深く関わる消費者行政に関する事務のほか、男女共同参画社会づくりの推進、NPO等による県民活動の推進などの施策に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の女性の活躍推進事業1, 279万3千円でございます。

経済団体と連携した、女性が輝くおおいた推進会議の取組を核としまして、企業経営者への啓発により、女性活躍推進宣言企業の拡大を図るとともに、就労を目指す女性のための無料託児サービスを県内全域で実施するなど、女性が活躍できる社会づくりを推進してまいります。

次に、(2)のDVのない社会づくり推進事業577万7千円でございます。

今年度からスタートしました、第4次大分県DV対策基本計画に基づきまして、暴力根絶のための啓発やDV被害者の自立支援に積極的に取り組んでまいります。

11月の女性に対する暴力をなくす運動におけるキャンペーンの展開や弁護士や臨床心理士によるサポートを実施するなど、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指し、取組を進めてまいります。

森高私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料は9ページでございます。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は14人で、主な事務といたしまして、私立小・中・高等学校への助成などの私立学校に関する事務、青少年の健全な育成に関する条例を中心に、青少年の健全育成に関する行政の総合企画などを行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)私学振興費34億9,547万3千円でございます。

私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性確保のため、

県内に私立小・中・高等学校を設置する学校法人に対し、経常的経費の一部を補助いたします。

特に、学力向上や就職支援、スポーツ・文化の振興など、各分野での個性輝く学校づくりの取組については重点的に支援してまいります。

次に、(2)私立学校ICT教育環境整備促進事業1千万円でございます。

私立学校におけるICT環境整備を更に促進させるため、計画的に機器整備を行う学校法人に対し、対象事業費の国庫補助2分の1に、県単独で6分の1を上乗せ補助し、私立学校の教育現場でのICT化を支援してまいります。

佐伯食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の10ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は13人で、主な事務といたしまして、食品の安全・安心確保対策、食育の推進、動物の愛護・管理及び理・美容、旅館業等の衛生対策などを行っております。

地方機関は、食肉衛生検査所を所管しております。職員数は19人で、厳正かつ科学的な検査を実施し、県民に対し安全・安心な食肉の提供に努めております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)のHACCP推進事業350万6千円でございます。

食品の製造・加工における国際標準の管理手法であるHACCPの普及・推進を目的とし、食品製造業者や飲食店などを対象にした講習会の開催に加え、インバウンドに対応するため、ホテル・旅館に対し、導入のためのガイドラインの作成やモデル施設へのアドバイザー派遣などによりHACCP方式による衛生管理計画の作成を推進してまいります。

次に、(2)の動物愛護拠点施設建設事業費3億3,938万5千円でございます。

この事業については、少し詳しく説明をさせていただきます。資料の21ページを御覧

ください。

このたび、県と大分市が共同で設置するおおい動物愛護センター——仮称でございますが、これの基本設計が完成いたしました。

設計に当たっては、採光や換気対策に配慮し、保護動物が快適に生活できるようにするとともに、ユニバーサルデザインを導入して来場者が安心して利用できるようにしています。

図面の右側からですが、ドッグランを2か所設置し、大型犬用と中小型犬用として飼い犬を自由に遊ばせられるスペースとします。

次に多目的広場として、飼い犬のしつけ教室や各種イベントなど県民が求める事業が行えるスペースといたします。

中ほどの動物棟には、犬56頭、猫100頭の保護スペースを確保するほか、検査・治療設備や引取り動物の譲渡をスムーズに進めるためのスペースを確保いたします。

一番左の事務棟には、飼い方講座やボランティア研修などを行う研修室等を設置いたします。

今年度は、事業用敷地の土地建物の購入、地質調査、建設工事の実施設計、敷地造成工事等を実施して、平成30年度中の供用開始を目指しております。

また、建物の購入につきましては、第2回定例会での議案の提出を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

中西環境保全課長 環境保全課関係につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の11ページを御覧ください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は13人で、主な事務といたしまして、生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道の普及及び環境影響評価に係る事務などを行っております。

次に、2の重点事業でございます。

(1)の公営水道運営基盤強化推進事業1、607万円でございます。

水道事業は、施設の老朽化や人口減少による収益悪化など運営基盤を揺るがす多くの課題を抱えており、中小規模の水道事業が多い本県では、個々の水道事業体のみでの解決が困難な状況となっております。

この事業では、運営基盤強化の有力な方策である広域連携に向けた検討を促進するため、連携の形態ごとにメリットデメリットの分析などを行い、公営水道の基盤強化を推進します。

森下循環社会推進課長 循環社会推進課関係につきまして御説明申し上げます。

資料の12ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は13人で、主な事務といたしまして、廃棄物の減量化・再資源化、適正処理を推進するための巡回監視やスカイパトロールの実施に加え、PCB廃棄物の処理対策、海岸漂着物の回収・処理などの事業を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)循環社会構築加速化事業1、610万2千円でございます。

廃棄物の減量・再資源化を促進するため、セメント工場への廃棄物搬入体制を整備するほか、中間処理業者等を対象としましたセミナーの開催や再資源化向上のための調査等を実施し、企業の意識改革を図ります。また、県・市町村災害廃棄物処理計画に沿った図上訓練を行い、災害廃棄物処理における連携を強化してまいります。

次に、(2)廃棄物不法投棄防止対策事業5、427万6千円でございます。

市町村が行います不法投棄防止対策事業に助成するとともに、今年度は新たに、県外からの車両交通が多い西部保健所管内におきまして、廃棄物運搬車両への検問を実施するなど、廃棄物適正処理へ向けた普及啓発にも積極的に取り組んでまいります。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課関係について御説明いたします。

資料の13ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は9人で、主な事務といたしまして、同和問題を始め、差別、虐待、いじめ、ハラスメント、外国人やLGBT——性的少数者への差別など、様々な社会問題となっている人権課題について、人権尊重社会の確立を目指しまして、各種施策を展開してまいります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の人権啓発推進事業2, 159万3千円でございます。

人権尊重の理念の普及とその理解を深めることを目的としまして、人権啓発フェスティバルの開催や差別をなくす運動月間の県民講座等による啓発活動を実施してまいります。

今年度は特に、昨年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律の意義を広く県民の皆さんに周知することを含めまして、差別の解消に向けた啓発に取り組んでまいります。

次に、(2)の人権施策推進事業235万5千円でございます。

大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づきまして、人権を尊重する社会づくりのため、人権教育・啓発及び人権相談・支援・権利擁護などの施策を総合的に推進してまいります。

牧防災危機管理課長 防災危機管理課関係につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の14ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は理事兼防災局長、危機管理監を含めまして13名で、主な事務といたしまして、県地域防災計画の見直しや、原子力災害対策、大規模火災、事故等の危機管理事案の対応を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)国民保護対策事業費950万9千円でございます。

平成31年に開催予定のラグビーワールドカップ2019を念頭におきまして、会場である大分銀行ドームでのテロ発生を想定した国との共同による国民保護実動訓練を実施するものでございます。

次に、(2)災害対策本部等機能強化事業4, 121万8千円でございます。

大規模災害発生時に応急対策業務を迅速かつ的確に行えるよう、県災害対策本部等の移転に係る実施設計を行うとともに、当面の間の防災機能拡充のため、資機材等を整備し、災害対策本部等の機能強化を図ってまいります。

田邊防災対策室長 防災対策室関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の15ページを御覧ください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は13名で、主な事務といたしましては、自然災害から県民の生命・身体・財産を守るため、防災・減災に関する施策を推進するとともに、災害時の通信手段である大分県防災情報システムの維持管理を行っております。

また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応に当たっております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)地震・津波対策加速化支援事業1億円でございます。

地域の防災・減災活動の一層の強化や避難所等の機能強化を図るため、自主防災組織等が行う避難訓練や避難所の運営訓練、自治会等が所有する避難所の耐震診断などへの支援を行う市町村に対して助成を行うものでございます。

次に、(2)市町村防災力強化支援事業415万1千円でございます。

昨年4月に発生した熊本地震の対応に関する検証結果を踏まえ、市町村の災害時の対応力を強化するため、災害対応訓練の企画立案や市町村業務継続計画——BCPの策定を支援する共に、情報収集や共有に関する県の情報連絡員や災害時緊急支援隊と市町村職員との合同研修を開催し、県と市町村との連携強化を図ってまいります。

神志那消防保安室長 消防保安室関係につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の16ページを御覧ください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は豊後大野市の県央飛行場に常駐しております防災航空隊を含めて18名で、主な事務といたしましては、消防に関する市町村相互の連絡調整などを行うとともに、高压ガスの保安、火薬類の取締り、石油コンビナートの防災に関する業務を行っております。

地方機関は、消防学校を所管しております。職員数は8名で、県内の消防職員・消防団員・消防関係者の教育訓練を行っております。

2の重点事業でございます。

まず、(1)消防力強化推進事業605万6千円でございます。

減少しています消防団員の確保対策として、消防団OBを中心とした機能別消防団員や女性消防団員の採用を支援するとともに、消防団活動に対する理解の促進を図ることを目的とし、「おおいた消防団応援の店」登録店舗の拡充・普及を行います。

このほか、今年度新たに小中学生を対象に、消防思想の普及・宣伝活動を企画・運営できる人材の育成・登録を行う、地域消防アドバイザー育成・登録事業を実施し、将来の消防団員や地域防災を担う人材の確保を図ります。

次に(2)県央飛行場機能強化事業841万8千円でございます。

熊本地震の検証結果を踏まえまして、大規模災害時に緊急消防援助隊のヘリベースとなる県央飛行場の設備を再検証し、不足している給油施設や駐機スポット等の整備を行い、県央飛行場の機能強化を図ってまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑、御意見などはございませんでしょうか。

末宗委員 組織の件で、ぴんとこない役所があったな。うつくし作戦推進課、よう分かって。それと循環社会推進課、廃棄物対策課だったよね、ここ。推進課の名称の由来。

それと危機管理で、今1番話題になっているのは北朝鮮、その災害対策本部はできてい

るのかなと思ってね。起きてから作るのかどうか知らんけど、これが一番今関心のあることで、どうなるか分からんけどね、そこら辺りの想定をまず一番に、こういう説明より、そっちの説明をまずしてほしいです。

よろしくをお願いします。

柴田生活環境部長 まず、うつくし作戦推進課でございますが、環境問題、今まで——これは、昨年度本格的にうつくし作戦というものを始めたんですけども、環境問題をうつくし作戦推進ということで、全般的に取り組もうということで、その中のうつくし作戦推進課は、特に県民運動、県民啓発の部分を主に担っております。

とともに、環境行政全般にわたって、全体の調整を行うということで、課名としては、県民運動の名前と一緒にうつくし作戦推進課ということで、これは昨年度から、ごみゼロ作戦をやっていた地球環境対策課から変えたものでございます。

そういうことで、もう一つが、循環社会推進課でございます。

やはり廃棄物対策ということでございますけれども、ごみの量を減らしていくということは、一つの循環社会を推進、資源循環を推進するということが名前を変えたものです。

名前を変えただけと言われないように実を取って仕事をしていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

牧防災危機管理課長 北朝鮮に関する県の対応について御説明申し上げます。

北朝鮮は、核実験やミサイルの発射等々、危険な行為をしているわけでございます。これまで北朝鮮では、核実験につきましては、5回ほど行っております。

そういったことも踏まえまして、総理官邸の危機管理センターの中に、北朝鮮による核実験実施情報に関する官邸対策室というものを昨年の1月6日に設置いたしました。それを踏まえ、本県でも同日に防災危機管理課内に情報連絡室を設置してございまして、常に継続して設置中でございます。情報連絡室で、

常に情報収集を今現在しているところでございます。

最近の現状でございますけれども、非常に難しい局面になっているかと思えます。

そこで、情報収集は怠らず行っていく予定でございますが、万が一、本国、日本に影響等ありましたら、ある予定ということになりましたら、国のJアラートシステムを活用いたしまして、各市町村の防災行政無線を自動的に起動させ、住民に周知されるという仕組みになっております。

こういったことでもありまして、もし仮に本県に直接影響が及ぶということになれば、まずは被災状況の確認、人命救助、そういったものが先になるかと思えます。

それと同時に、国に報告いたしまして、国の方で国民保護法に基づきまして、その後の対処はされるものと考えております。

末宗委員 課の名前ですけどね、県民にぴんとこない名前です。今、変更をしている方向なんですけど、そこ辺りに意味があるのかなと、県民に分かりにくいことをするのに意味があるのかなという気がするんですけど、それが本質かなという気がするんですけど、それはそれで、そういう本質までは言わんだけれどね、もうそこら辺りで議論はやめておくけど、なるべく分かりやすいように県民にお願いしたいというのが一つ。

それと防災、勝負はミサイルが飛んできてから5分か10分、勝負はね、そういう——今、大分県には、多分ミサイルも核も撃つてきはせんと思うけどね、とにかく5分以内に国民は対処せんと悪いんやけんがら、もう一度、ちょっと警告が間に合わなかったということが大体想定されるんですけど、そこら辺りは何か落ちた後にちょっと日本の情報じゃ分からなかったという回答が出てくるのが目に見えているような気がしてね、何かそこ辺りの対策を含めてお示しを願いたいんですけど。

牧防災危機管理課長 北朝鮮がミサイルを発射した場合、高高度にミサイルが上がれば、レーダー等でサーチができます。

そこで、その方向等が日本国に向かっていくというようなことを国の方で把握すれば、直ちにJアラートというシステムで各住民に防災行政無線を使って、こちらへ向かって、日本国に向かっていくというような情報があります。

それと同時に、県民の皆さん方につきましては、いわゆるできることは屋内退避が必要だと思えますので、そちらをしていただくようお願いしたいと思っております。

まず、情報はJアラートシステムで瞬時に防災行政無線を立ち上げて住民に周知されるということになっております。

末宗委員 Jアラートかな、何かよう分からんけど、それもいいんだけど、今、勤務体制、出勤体制は、そういうのに対して24時間、何時間ぐらいやっているのかな。

牧防災危機管理課長 防災危機管理課では、北朝鮮の事案のみならず、様々な危機事案等が緊急的に発生する可能性がございます。それに備えまして、嘱託職員等を雇用いたしまして24時間体制で勤務しております。

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

課の名前については、これが認知されるように是非頑張っていたきたいなと思えます。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

衛藤副委員長 すみません、今の末宗委員の北朝鮮有事に関連してなんですけれども、今のお話だと、ミサイルの発射によるJアラートの話だけだったと思うんですけど、実際に有事が起こった場合というのは、様々な段階が起こり得ると思えますし、ミサイルが発射された北朝鮮の地域で紛争が起こったと。その結果、難民が押し寄せてくるとか、いろんな様々な段階による事態があると思えます。

それぞれで対応する組織であったり、段階であったりと違うと思うんですけど、ミサイルの件はよく分かりました。

ただ、発射されたときに、県としてどういう体制で対応していくか。さっきからお話があったみたいですが、地震のときのように災

害対策本部みたいなのを作って対応されるのかというのが、その辺が御答弁でクリアじゃなかったんで、その点をもう少し教えていただきたいなというのと、もう一つは、実際に紛争有事が起こったときに、工作人員の関係で国内テロの部分、その辺で大分の場合だと、工業地帯を抱えていますので、その辺が狙われる可能性も高いというお話もありますし、その辺で自衛隊だったり、警察であったりとかというのもどういう形で連携して対応していくかというのは、体制を今整えている状況を教えていただけませんか。

神理事兼防災局長 北朝鮮の関係で御質問でございますけれども、基本的にもしそういう有事というか、何か事案が発生した場合には、今、県が自然災害が発生しているときには災害対策連絡スキームによって、警戒本部、それから災害対策本部と設けます。

基本、その程度によって、もしそうなったときにはそういう体制を構築いたします。

ただ、テロでありますとか国際紛争事案というのは、本来的には国が対処しなければならない。ただ、そうはいうものの、最初に国から迅速に情報を取って、それに対して、もし避難の必要があれば、直ちにJアラート等を通して、そういう必要な活動というのが大前提ですけども、それ以外の対応についても、国がすぐに大分に来るということになりませんので、当面の間、さっき言いましたように災害対策本部等を作って、情報を持ってどう対処するかというのをやります。

どこかの段階で国がその対処事案だということを決定したら、国から人が来るなりして、その対応に当たる、こういう仕組みになっております。（「いいでしょうか、ちょっともう1回」と言う者あり）

衛藤副委員長 自衛隊と警察との有事の場合の連絡体制とかというのは、ある程度固まっているんでしょうか。地震とか震災に準ずるという理解でよろしいんでしょうか。

神理事兼防災局長 基本的に自然災害と同じように、常に自衛隊、警察、それから消防等

は、連携を密にしておりますので、必要に応じて直ちに動いていただく要請をすることになっております。

衛藤副委員長 分かりました。ありがとうございます。

土居委員 うつくし作戦推進課に質問がありますが、うつくし推進隊の基盤強化を支援するとあります。具体的にどのように強化しているかとされているのかお伺いします。質問は3点あります。

それから、自然保護推進室のエコパークについてなんですが、昨年度はエコパークの旅行エージェント招へいツアーを佐伯と豊後大野でやりましたが、どんな課題が見えてきたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、食品・生活衛生課です。動物愛護拠点施設の動物保護棟のふれあいコーナーで、そのイベントとか教育学習をするのかどうか。

このコーナーの広さはどれぐらいあるのかなと思っています。雨のときは困るので、広場に屋根がないのかな、必要じゃないかなと思ったので、その辺も伺いたいと思います。

この3点、よろしくお願いします。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、まず1点目のうつくし作戦推進隊による基盤強化の取組でございますが、3月末までに県内でうつくし作戦推進隊が全部で85団体登録をしております。

このうち、このうつくし作戦に代わりまして、新規の団体が39団体、全体の46%ございまして、今、登録をしたいんだがということで、そういう御相談も頂いているところでございます。

この基盤強化は、こうしたうつくし作戦をけん引する推進隊が新しく推進隊を結成したりだとか、それから既存の推進隊がその構成員の若返りを図りたいとか、メンバーを増やしたいといったようなことについて支援をさせていただくということで、具体的には県内に保健所、保健部が九つございます。このそれぞれの保健所、保健部を事務局として、地

域連絡会というのを設けておりますが、そこが事務局になりまして、そうした地域の団体の皆さん方から要望を頂きまして、この地域から1団体程度支援ということで、上限10万円で活動の拡大などに必要な費用、資機材の整備などについて支援をさせていただくということで、今年度も9団体程度の支援を予定しております。

山崎自然保護推進室長 エコパークの旅行エージェントを招へいたしたツアーを去年やっております。それは、昨年8月と11月に、これは南部局と豊肥局と連携で行われたんですけども、一番重要な課題というのは、やはり安全性の面ですね。トレッキング等、登山をする際に、ちょっと危ない箇所が散見されたということで、こういうところでやはり登録をされて、有名になるのは、情報発信して人が来るのはいいけど、万が一、そういう事故とかあったら悪いので、そういったことを早急に受入れ体制の整備をするようにという話が一番大きな問題で、それに対して、今年度予算についても、いろいろな国の事業とか、森林環境税を使って、各市の整備を支援するような方策を取っております。

佐伯食品・生活衛生課長 動物愛護センターについての御質問でございますが、動物保護棟の中のふれあいコーナーの、まず広さでございますが、大体室内部分が50平米でございますが、それに続く形で建物に続いて、ウッドデッキの形で、これも約50平米で、合わせて100平米程度で、このふれあいコーナーを運用したいと考えております。

このふれあいコーナーにつきましては、新たな譲渡を希望する方と犬猫とのマッチング、それから動物とのふれあい、それから犬猫との正しい接し方を学ぶ場だとか、それから譲渡犬を一旦譲渡した方へのフォローアップをする場だとかを考えております。

それから、屋外の多目的広場につきましても、当初屋根付きということも検討したんですけど、やはり予算的にかなり高額な金額が必要ということで、こちらについては諦めまし

て、このふれあいコーナーの中でやっていこうと考えております。

守永委員 すみません、まずは一つ、防災危機管理課の関係になるんですけども、先ほどの説明の中で、ラグビーワールドカップでのテロ対策というお話もあったんですけども、これは国との連携をする中での対応ということになると思うんですが、今段階では国との情報連携なり情報交換、どのようなものがされているのかお聞きしたいと思います。

それと、先ほどJアラートの関係の話もありましたけれども、以前は、割とJアラートでトラブルがあった。いわゆる市町村段階で鳴らなかったとか、そういうふうなトラブルもあったんですが、今、このJアラートについては、どのくらいの頻度でそういう試験送信みたいなものをされているのか教えてください。

それと、防災対策室の関係で、市町村防災力強化支援事業の中で、市町村業務継続計画——BCPの策定支援時というのがあるんですが、今現在、県下の市町村でどういう状況なのか、簡単に分ければ教えていただきたいと思っております。

それと、4月25日に防災訓練をするように新聞報道でもあったんですが、その中で県の情報連絡員も関わった中で、訓練をされるのかどうか、その辺が分ければ教えてください。

それとすみません、前後して申し訳ないんですけども、うつくし作戦推進課の関係で、3R普及推進事業で、コンビニでのマイバッグの使用促進というお話があったんですけども、これはPRそのものは、多分コンビニの店頭でもするとは思うんですけども、県として、どういうPRをしていくのか。支援をするとか、具体的にどういうことをしていくのか分ければ教えてください。

牧防災危機管理課長 ただいま国民保護の訓練につきまして御質問を頂きました。

そこで、国との連携ということでございますが、国民保護の関係の共同訓練というもの

は、過去、平成20年から行っておりまして、また、国との合同というものにつきましては、平成26年、それと28年に行いまして、26年のときには実働訓練、28年のときは図上訓練ということで国と共同で行いました。

今回、29年度につきましては、実働訓練ということで、実際に大銀ドームに出向いて、そちらで実際に行っていこうということを考えております。

常に国とも連携しながら、どのような検証をすればいいのかどうかというものを行っておりますし、また、関係機関、自衛隊とか警察、消防等にも逐次連携を取り合いながら、どのような訓練をしていけばいいのかどうかというものは協議しているところでございます。

また、実施時期につきましては、今年中には実施したいということを考えておりまして、今計画を進めているところでございます。

もう一つ質問がございましたJアラートの訓練についてでございますが、確か私の記憶では、年に2回ほど共同で行う訓練がありまして、後は市町村の希望によって、行えるというのが、年に数回あるかと思っております。

田邊防災対策室長 市町村防災力強化支援事業に関しまして御質問を頂いております。

まず、市町村の業務継続計画の策定状況につきましてですが、昨年度末で、それまで4団体だったのが、新たに中津市と宇佐市が策定を済ませましたので、現在6団体ということになっております。

ただ、市町村業務継続計画というものの内容を見ますと、必要な要素が6要素と言われておりますが、全ての要素が含まれている計画もございますし、反面、まだ十分でない部分もありますので、そういうものを含めまして全市町村を対象に、BCPの策定に向けた実務者の研修、あるいは首長さん方の意識改革を促すためのトップセミナーを開催してまいりたいと思っております。

それから、2点目の県の情報連絡員を使った、今度4月25日の図上訓練ということで

すが、もちろん今回の図上訓練は、発災後、1時間から8時間という初動の部分での訓練を行おうということにしておりますので、当然、全振興局での情報連絡員も何らかの形でその訓練の中に活用するというか、情報収集に当たっていただくようなシナリオになっているかと思えます。

と申しますのは、今回の訓練が、ほぼブラインド型の訓練ということで、実は我々実際に対応する側もほとんどシナリオを知らされていないという状況でございます。その中で実務の対応してまいりますので、当然そういうこともシナリオを作っている側では、想定しているのではないかというふうにお答えさせていただきますと思います。

なお、情報連絡員の訓練につきましては、実は4月3日、本年度の年度当初に、既に派遣の要請、派遣をするという想定の下に、既に訓練を1回実施させていただいております。

私ども、防災局長から各振興局長に派遣要請を想定で行いまして、即座に派遣するところまで今年はさせていただいております。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、今年度のコンビニエンスストアにおけるレジ袋削減のPRの関係でございますが、現在、県内には、日本フランチャイズチェーンストア協会に加盟したコンビニエンスストアが約480店舗ございますので、先ほど委員からお話のありましたように、このコンビニの全ての店頭におきまして、チラシの配布だとか、それから、私どもでコンビニ向けのエコバッグを作りたいと思っております。

これは、スーパーで使うものよりも少し小ぶりで、今男性の方、割と若い方はバッグを肩から提げておりますが、その中に入れても邪魔にならない程度、折り畳んで使えるエコバッグがありますので、こうしたものを作ったコンビニの店頭で呼びかけをしていただきますほか、10月1日がちょうど日曜日になりますので、そのキャンペーンの月間が始まる前、9月29日の金曜日に大分駅の北口に

おきまして、消費者団体、それから大分市さんの御協力を頂きまして、通勤途中の皆様方に街頭啓発をさせていただきたいと思っております。

それから、県庁と大分市役所にコンビニの店舗がございますので、今、大分市さん、それからその店舗の設置者さんと協議をさせていただいていますが、この二つの店舗で少しマスコミの皆様方に取り上げていただけるような仕掛けをさせていただいて、大きく啓発をさせていただくというようなことで1か月間、キャンペーンをやってみたいと考えております。

原田委員長 すみません、私から一つ質問させていただきます。

おおいた動物愛護センターの21ページの外観を見ると、いよいよできるんだと本当に楽しみであります。

お聞きするところによると、事務棟はもう既にできているものを改修して、動物棟というのを新しく建てると考えていいのでしょうか。

それと、大分市の共同の運営になりますけど、これからこういった形って、よくあるのかなと思うんですけど、そういうときに、職員の方々の身分というのはどうなるのか、是非お聞かせ願いたいと思っております。

佐伯食品・生活衛生課長 事務棟と動物棟についてでございますが、今、委員長が言われるように、事務棟については現在、既に3階建ての建物がございますので、ここの部分を改修して、1階部分と2階部分の一部を動物愛護センターの事務所、それから会議室、研修室、図書室等々に使用するというように考えております。

それから、動物棟は、新たに建築をして、この二つの建物が廊下でつながるような形に今のところ考えております。

それから、大分市と県との共同の運営体制ということに今のところしておりますが、詳しい運用方法等については、これから大分市と詰めていくという予定にしております。

原田委員長 では、これをもちまして、平成29年度の行政組織及び重点事業等を終わりたいと思います。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

柴田生活環境部長 資料の17ページでございます。

今年度の当部における策定・変更を行う予定の計画等について、御説明をさせていただきます。

まず、第5次大分県食品安全行動計画でございますが、食の安全・安心に関する施策の計画的な推進を図るため、3年ごとの計画策定を行っております。

次に、大分県地域防災計画ですが、熊本地震の検証結果の反映等に伴う改定を予定してございます。

今後、表右端にあるスケジュールに沿って進めながら、適宜、その概要等を本委員会において、御報告させていただきたいと思っております、よろしく申し上げます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 よろしいですか。続きまして、②の報告をお願いします。

佐伯食品・生活衛生課長 第13回食育推進全国大会の開催について御説明いたします。

資料の18ページを御覧ください。

第13回食育推進全国大会を大分県で開催する旨、農林水産省から通知がありました。

開催日は、平成30年6月23日と24日の土日の2日間、会場は大分市ホルトホール及びその周辺としています。

県食育推進条例の周知を図り、食育推進の起爆剤とするとともに、健康寿命日本一を目指す本県といたしましては、県民全体の食生活見直しの一助にしたいと考えています。

また、国民文化祭2018やラグビーワールドカップを前にしまして、大分の食文化を

全国に発信する機会になればとも考えています。

内容につきましては、これから実行委員会を組織し、詳細を決定してまいります。会場となる大分市の協力のもと、コンパクトで効果のある大会を目指してまいります。

原田委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

衛藤副委員長 食育推進全国大会なんですけれども、農林水産省からの連絡が来ている事業ということで、生活環境部と、後は農林水産部も絡んでくるんですが、他部門との連携体制とか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

佐伯食品・生活衛生課長 食育に関しましては、食育基本法という法律がございまして、平成27年度までは内閣府が所管をしておりましたけれども、昨年度から農林水産省がこの法律全体を所管するようになりました。それで、今回、農林水産省から全国大会の通知があったわけですが、大分県の体制といたしましては、一応食育基本法の窓口は、生活環境部が所管しておりますけれども、この食育を推進する上では、全庁挙げて農林水産部、それから、福祉保健部、教育庁等々含めて、今、県庁全体で推進する体制を既にっておりますので、今回の大会についても、全庁挙げて取り組んでいきたい。そしてまた、さらには、民間等々も巻き込んでやっていきたいと考えています。

原田委員長 佐伯課長、大変お忙しくなるような、また一層忙しくなるとお思いますけれども、是非頑張ってくださいと思います。

ほかに御質問、御意見などありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに、質疑もないようですので、③の報告をお願いします。

後藤県民生活・男女共同参画課長 犯罪被害者等を支援する条例の制定に向けた検討状況につきまして、説明いたします。警察本部とともに、昨年2月に策定しました大分県犯

罪被害者等支援推進指針に盛り込んでいる取組の実施状況や、関係機関を通じて被害者の声の把握などを行いまして、条例制定に向けた課題の整理を行っているところでございます。

お手元の資料の19ページをお開きください。

まず、大分県犯罪被害者等支援推進指針の主な取組状況についてでございます。左端ですが、(1)の損害回復・経済的支援等への取組では、犯罪被害者給付金の教示等を適切に行うとともに、性犯罪被害者等への医療費等の公費負担や、県営住宅への優先入居等を実施しております。

(3)支援等のための体制整備への取組では、各警察署に配置された指定被害者支援要員が支援に当たるとともに、性暴力被害者につきましては昨年度4月に設置した「おおいた性暴力救援センターすみれ」におきまして現在きめ細かな相談支援を行っています。また、市町村の総合的な相談窓口の体制強化を図るために、指針に基づく新たな取組として、市町村に出向いての職員研修も行っていました。

(4)県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組では、警察本部におきまして、中学生・高校生を対象とした、いのちの大切さを学ぶ教室や犯罪被害者講演会などを実施するとともに、犯罪被害者などを巡る人権問題に関するリーフレットも知事部局において新たに作成したところでございます。

今後は、有識者や相談機関で支援に携わっている方、当事者の方からの意見も伺いながら、条例の骨子、素案を作成し、パブリックコメントを実施した上で、できるだけ早期に条例案を議会に上程したいと考えております。

原田委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんでしょうか。

末宗委員 先日、宇佐で保育園だったと思うけど、30歳ぐらいの人がナイフとか竹刀とか持って人を傷つける惨状をしたんだけど、周りが住宅街で、そういう準公共機関のよう

な施設がある中で、人権の大切さと住民の不安感、これをどんな方向で——僕自身もよく分からないよね。今後、刑が何年になるか分からないけど、そこら辺りをどんなふうにやったら解決——というのが難しいなあと思いつつながら、県の方向性をちょっと聞きたいんだけど、どんな方向でやるのかなと、教えていただきたいんだけど。

柴田生活環境部長 ただいまの委員の御質問におきましては、ひきこもりということと犯罪ということに住民の皆さんが、そこを結びつけて考えていただくのは、そうならないようにしないとイケないと思っております。

一つは、ひきこもり対策、これは私どもと生活環境部、福祉保健部、それから関係機関等で連携をして十分取り組んでいきたいと思っております。

もう一つは、市町村の中で、そういうひきこもりの状態にある方を、きちんと把握していただくように、例えば、生活困窮者の窓口などをひきこもり相談の窓口としていただくというようなことです。今の宇佐の事件に関しては、そういうことを考えております。

そのほか、住民の不安解消という意味で、委員が御指摘のあったところでございますけれども、一般的な犯罪被害者への対策ということはまた別に、今回の支援指針に基づき進めていきたいと考えております。

住民の不安解消ということは、防犯、犯罪のないまちづくりということで、様々な対策、これも警察、教育委員会などと連携して取り組む必要があるかと考えております。よろしいでしょうか。

原田委員長 いかがでしょうか。

末宗委員 もうこれは答えを求めてもしょうがなからう。

原田委員長 宇佐の事件については、また福祉保健部から報告があるのではないかと考えていますし、また聞いてみたいと思います。

衛藤副委員長 犯罪被害者等支援推進指針の中を拝見していると、行き過ぎた報道による被害者の人権侵害の事例が全くこの中で触れ

られていないんですけれども、その点はどのように検討されているのでしょうか。

後藤県民生活・男女共同参画課長 報道機関による2次被害ということで、それは被害者当事者からもそういったことに対する、本当に傷ついたという声などは多く聞いているところでございます。

この推進指針につきましては、県の取組、県警察本部の取組、教育委員会の取組、その3者が犯罪被害者の支援のために何をするかということで、具体的な施策を掲げたものでございます。今、委員がおっしゃったような、いわゆるマスコミを含む県民全体の犯罪被害者への配慮であるとか、その支援というところについては、条例におきまして、例えば県民の責務というような形で、理解の増進ということを盛り込んでいく必要があるのかなと考えております。

衛藤副委員長 ちょっと今の御答弁で違和感があるんですけど、報道機関というのは、県民の責務なんですか。そこにちょっと違和感があるんですけど、純粋な機関ですよ、報道機関というのは、新聞社やテレビというのは。後は週刊誌であつたりとか、その過度な取材による人権侵害、それと県民への啓発というのは、ちょっと質が違うんじゃないかと思うんですけど。

後藤県民生活・男女共同参画課長 報道機関に対して、県若しくは行政機関がどのような対応をしていくのかということかと思っておりますけれども、それにつきましては、今後、他県の条例の内容であるとか、いろいろな観点から検討すべき課題だと思っておりますので、御意見として伺わせていただきたいと思っております。

衛藤副委員長 その点もしっかり検討していただいて、指針の中に是非盛り込んでいただくように要望いたします。よろしく申し上げます。

原田委員長 私から一つ。

先ほど後藤課長は、早急に条例制定提案に向けてやっていきたいと言われましたけど、

大体これからスケジュール的にはどういうふうにお考えになっているのでしょうか、大体で結構です。

後藤県民生活・男女共同参画課長 先ほど申し上げましたように、これから骨子、素案を作成してまいります。

それに併せて、いろんな方々の意見をお聞きしながらということで素案づくりをしますので、現時点では、その御意見の集約状況等もあり、できるだけ早期にということで御了解いただきたいと思っております。

原田委員長 はい、分かりました。団体の方、とても活発にされていますので、是非早くできたらいいなという思いでお聞きしました。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わりたいと思っております。

この際、ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかにありませんので、これをもって、生活環境部関係を終わりたいと思っております。執行部の皆さんは大変お疲れさまでした。

では、ここで休憩としたいと思います。再開は、午後1時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

原田委員長 それでは、よろしくお願いたします。

11時50分休憩

13時00分再開

原田委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

これより、福祉保健部関係の説明に入りますが、説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶申し上げます。

〔委員長挨拶〕

原田委員長 では、委員の皆さん方の自己紹介をお願いしたいと思います。最初に衛藤副

委員長からお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

原田委員長 福祉保健生活環境委員会の定数は8名なんですけど、田中利明委員が佐伯市長選に立候補されたことに伴い、4月2日に失職していますので、当面7名の委員で委員会を行うこととなっています。

また、荒金委員につきましては、別の公務のために退席されています。

なお、本日は、委員外として志村学議員、木付親次議員、桑原宏史議員、森誠一議員に御出席いただいております。

委員外議員の方をお願いいたします。

発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願いたいと思っております。

なお、先日、議会運営委員長から是非委員外議員の発言の時間を確保してほしいと要請がありましたので、そのように取り組んでいきたいと思っておりますので、また、御準備をよろしくお願いたします。

次に、事務局職員を紹介いたします。

議事課の秋本君です。（起立挨拶）

政策調査課の飛河君です。（起立挨拶）

原田委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔長谷尾福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

原田委員長 それでは、福祉保健部関係の平成29年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

長谷尾福祉保健部長 それでは、お手元に本日の福祉保健生活環境委員会資料を御用意いたしておりますので、まず1ページをお開き願いたいと思っております。

福祉保健部の組織、予算及び重点事業等について、説明申し上げます。

まず、部に係る行政組織及び予算等の総括的事項について、私から説明申し上げた後、各課室長から、それぞれの組織、分掌事務、重点事業等について、順次説明をいたします

ので、よろしく申し上げます。

初めに本庁でございますけども、上から、福祉保健企画課、地域福祉推進室、監査指導室、医療政策課、薬務室、健康づくり支援課、国保医療課、高齢者福祉課、こども未来課、こども・家庭支援課、2ページでございますけども、障害福祉課、の8課3室でございます。

なお、国保医療課は、国民健康保険制度改革に対応する体制の強化のために、室から課に強化しております。

次に、地方機関ですが、1ページに戻っていただきまして、上から福祉保健企画課において、保健所6か所、保健部3か所でございます。

一番下でございますけど、こども・家庭支援課では、二豊学園、こども・女性相談支援センター、中津児童相談所などを所管いたしております。

また、2ページの上のところでございますけど、障害福祉課で先ほど四日市の子ども園の関係で申し上げました、こころとからだの相談支援センターがございます。

次に、職員数ですが、2ページの下でございます、本庁が230名、地方機関が367名で、総勢597名となっております。

その下の県立施設ですが、大分県社会福祉介護研修センターから聴覚障害者センターまでの4施設について、指定管理者制度によりまして、大分県社会福祉協議会などに運営を委託しております。

続いて3ページをお願いいたします。

本年度の福祉保健部の予算についてでございます。

まず、(1)一般会計でございますが、福祉保健部①の計欄で、総額983億2,017万5千円でございます。

これを右から3列目の28年度当初予算額(B)欄と比較いたしますと、その右の43億2,413万5千円、率にいたしまして4.6%の増となっております。

主な理由としましては、扶助費の伸びに加

えまして、三つの日本一の実現に向け、積極的な事業展開を図るためでございます。

次に、4ページに特別会計がございます。母子父子寡婦福祉資金特別会計でございます、1億6,671万3千円を上げております。また公債管理特会では、災害援護資金貸付金を国に償還するため、214万6千円の予算を計上いたしております。

続いて、5ページをお願いいたします。

29年度当初予算のポイントについて説明いたします。

一つ目は、子育て満足度日本一の実現です。

多様な子育て環境を整備し、子どもの貧困対策の推進や児童虐待防止の強化、若者の結婚・出産等の希望の実現を通じまして、子育て満足度日本一を目指してまいります。

二つ目の健康寿命日本一の実現では、県民参加型の健康づくり運動の推進、誰もがいつでも、どこに住んでいても適切なサービスを受けられる医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を図り、健康寿命日本一を目指してまいります。

6ページをお願いいたします。

三つ目の障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進では、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、障がい者に対する理解の促進や権利擁護の推進、芸術・文化活動やスポーツ等を通じまして社会参加の推進、サービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者の就労を促進し、障がい者雇用率日本一への早期奪還と更なる工賃の向上を目指します。

四つ目の地域社会の再構築では、少子高齢化の進展に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下する中、地域力を結集し、人と人のつながりの再構築を推進します。

五つ目の危機管理体制の充実では、熊本地震の検証結果を踏まえ、災害備蓄物資や災害時要配慮者に対する支援の在り方を見直すとともに、県民の生命と健康を脅かす健康危機に対し、迅速に対応できる体制の整備等を図ります。

以上、五つの柱に沿って各施策を組み立てております。

具体的な事業の内容につきましては、それぞれの担当課室長から説明申し上げます。

私の説明は以上で終わります。

前田福祉保健企画課長 それでは、同じ資料の7ページをお開きください。

福祉保健企画課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は班総括以下三つの班で構成され、本庁の職員数は、部長、理事兼審議監を含め、計22名となっております。

また、当課が所管する地方機関が、6保健所、3保健部ありまして、その職員数は238名となっております。

次に、事務分掌ですけれども、15項目あります。主なものは(4)及び(5)の部全体に係る組織・人事・予算に関する事、それから(10)の地域保健法の施行に関する事などでございます。

次に、8ページを御覧ください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の平成29年度当初予算は、地域福祉推進室及び監査指導室分を含め、左から二つ目の(A)欄にありますように、52億2,239万2千円となっております。これを右にある平成28年度予算額(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で、5,501万円、1.1%の増となっております。これは主に、昨年4月に発生した熊本地震の検証結果を踏まえ、備蓄物資管理費の増などによるものでございます。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

地域の健康課題対策推進事業1,009万6千円でございます。

右側の事業概要欄にありますとおり、この事業は、県民健康意識行動調査で明らかになった地域の健康課題の解決に向けた取組を行います。

例えば、日出町では塩分摂取量が県内市町村で最も多いこともあり、事業所に対し、推定塩分摂取量の測定を実施し、その結果に基づき、従業員一人一人に減塩指導を行うことで、摂取量の減少を図るなど、市町村の健康課題に対し最も効果的な事業を展開してまいります。

壁村地域福祉推進室長 9ページをお開きください。

地域福祉推進室関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は地域福祉班と保護班で構成され、職員数は12名となっております。

次に、事務分掌でございますが、12項目あり、主なものは、(5)の災害救助法の施行に関する事、(7)の地域福祉計画に関する事、(9)の生活保護法の施行に関する事、更に(12)の生活困窮者自立支援法の施行に関する事などでございます。

次に10ページを御覧ください。

1の福祉避難所体制強化事業4,517万6千円でございます。この事業は、災害発生時に福祉避難所の的確な開設・運営が行えるよう、一つ目の二重丸で、市町村が備蓄物資の整備に要した経費の一部を助成するとともに、二つ目の二重丸では、既存マニュアルの見直しや市町村及び福祉施設職員等を対象とした研修会を実施し、2次避難所となる福祉避難所の体制強化を図るものでございます。

次に、2の備蓄物資管理事業1億1,854万5千円でございます。この事業は、備蓄物資の計画的拡充を着実に進めるとともに、熊本地震を踏まえた物資の追加整備を行うものでございます。

具体的には、一つ目の二重丸、二つ目のポツにございますように、見直しによる追加分として、ブルーシートや毛布などを新たに整備することにより、大規模災害時に備えた備蓄物資の充実を図るものでございます。

なお、1の福祉避難所体制強化事業と2の備蓄物資管理事業の中の見直しによる追加分

につきましては、熊本地震の際に頂いた寄附金を社会福祉振興基金に繰り入れて、財源としております。

次に、11ページをお開きください。

3の地域のつながり応援事業1,336万4千円でございます。この事業は、孤立ゼロ社会の実現に向け、市町村や県・市町村社会福祉協議会等と協働して取り組み、地域のつながりの再構築を図るものです。

一つ目の二重丸では、サロン活動の立ち上げや拡充に対する支援を引き続き行ってまいります。二つ目の二重丸で、判断能力が不十分な方を支援するため、複数の市町村域をカバーする権利擁護センターモデルの立ち上げ支援を行い、成年後見制度の推進を図るものでございます。

笹原監査指導室長 12ページを御覧ください。

監査指導室関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織についてですが、当室は高齢・介護施設監査班以下3つの班で構成され、職員数は11名となっております。

次に、事務分掌ですが、8項目あり、主なものは、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や施設等の指導監査に関することなどでございます。

次に、13ページをお開きください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

社会福祉法人指導監督事業129万7千円でございます。

この事業は、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、適正な運営の確保を図るとともに、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者に対する指導・監査を行い、サービスの質の向上、給付の適正化を図るものです。

廣瀬医療政策課長 同じ資料の14ページをお開きください。

医療政策課関係について、御説明申し上げます。

まず、1の組織、事務分掌の組織についてですが、医務班以下五つの班で構成されてお

りまして、職員数は、看護科学大学への業務援助職員、県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のために市町村に派遣しています自治医科大学卒業後の医師を合わせまして、57名となっております。

次に、事務分掌についてですけれども、27項目ありまして、主なものは、(2)の医療法の施行に関すること、(8)の保健師助産師看護師法の施行に関すること、(19)から(21)までの救急医療に関すること、(23)の地域医療の確保に関することなどでございます。

続きまして15ページをお開きください。

2課・室の予算についてですけれども、当課の平成29年度の当初予算は、薬務室分を含めまして、65億1,618万1千円となっております。これを右の(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で9億2,489万円、16.5%の増となっております。これは、主に基金積立て事業である地域医療介護総合確保推進事業であるとか、病院、診療所のスプリンクラー整備などに充てます医療提供体制施設整備事業の増額によるものなどでございます。

次に、その下3の重点事業について御説明いたします。

まず、地域医療教育・研修推進事業費4,564万円でございます。

右の事業概要欄にございますように、この事業は、地域における医師不足に対応するため、大分大学医学部と連携しまして、地域医療を担う医師の確保を図るものです。

具体的には、一つ目の二重丸、地域医療支援センター運営委託の新たな取組といたしまして、2段落目に書いてございますように、県外の医学生を対象とした県内臨床研修病院見学バスツアーですとか、関東在住の県出身医師等の交流会などを通じまして、医師のUIJターンを促進していこうと考えておるところです。

次に、その下、地域医療介護総合確保施設

設備整備事業費1億4,803万9千円です。

この事業は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するために、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関が行う施設・設備整備等に対して助成をするものでございます。

一つ目の二重丸、回復期病棟等施設設備整備事業では、回復期病棟やリハビリテーション施設等を整備する経費につきまして助成するものです。病床の機能転換は、地域医療構想の実現に向けて重点的に取り組むべき課題でありまして、本事業により今年度5病院、148床で病床の機能転換が予定されています。

芦刈薬務室長 16ページを御覧ください。

薬務室関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は7名となっております。

次に、事務分掌ですが、13項目あり、主なものは(1)の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事、(9)の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事などでございます。

次に、17ページをお開きください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

地域服薬健康相談事業172万円でございます。

この事業は、在宅療養中の患者や服薬中の高齢者に対して、正しい薬の服薬と管理ができるよう、地域の薬剤師会と連携してお薬健康相談事業を行うとともに、相談事業を行う薬剤師に対して在宅医療に必要な技術や知識に関する資質向上研修を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築に寄与するものでございます。

一つ目の二重丸、お薬健康相談事業では、無薬局地域を中心に高齢者サロンなどに出向いて薬の服薬方法の指導や健康相談を行うこととしています。

藤内健康づくり支援課長 18ページを御覧ください。

健康づくり支援課関係について御説明申し

上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、管理・疾病対策班以下五つの班で構成されており職員数は、24名となっております。

次に、事務分掌ですが、24項目あり、主なものは(4)の健康増進法の施行に関する事、(9)の母子保健法の施行に関する事、(15)の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事、(20)の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する事、(22)肝炎対策基本法の施行に関する事などでございます。

19ページを御覧ください。

2の課・室の予算について御説明申し上げます。

当課の29年度当初予算は、39億3,542万4千円となっております。これを(B)欄の28年度予算額と比較しますと、2億44万9千円、率にして4.8%の減となっております。これは、主に特定疾患対策事業などの減によるものです。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

障がい児者歯科診療体制強化事業3,048万円でございます。

この事業は、障がい児者等に対する歯科診療体制を強化するため、障がい児者の高次歯科医療施設を設置するとともに、身近な地域で障がい児者の診療が可能となるよう歯科医師を養成するものです。

主なものとして、大分県歯科医師会が設置する障がい児者高次歯科医療施設の施設整備等に対して補助を行います。

20ページを御覧ください。

次に、みんなで進める健康づくり事業費3,453万9千円でございます。

この事業は、県民の健康寿命延伸のため、健康づくりに対する意識の向上に向けた県民運動を展開するとともに、外食・中食の減塩化や運動習慣の定着、健康経営事業所の認定拡大等に取り組むものです。

主なものとしまして、四つ目の二重丸では、働き盛り世代がインセンティブ付与等により無理なく自然に健康づくりに取り組むことができる仕組みの構築を行います。

藤丸国保医療課長 次の21ページをお開きください。

国保医療課関係について説明申し上げます。まず、1の組織、事務分掌の組織についてですが、当課は、29年度の組織改正に伴い、国保医療室から国保医療課に改編・改称しております。国保指導班と国保広域化推進班、保険医療指導班の3班で構成されておまして、職員数は11名となっております。

国保広域化推進班ですが、大分市に派遣している1名を含め県職員3名に加え、別府市、杵築市及び国民健康保険団体連合会からの派遣職員が3名おまして、計6名体制となっております。その下、保険医療指導班につきましては、県職員4名のほか、日田市からの派遣職員が1名おり、計5名体制となっております。

次に、事務分掌についてですが、5項目ございまして、主なものは(1)の市町村等の国民健康保険事業運営の指導監督に関する事、それから(5)の都道府県医療費適正化計画の策定といった高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などでありま

す。次に、22ページを御覧ください。

2の課・室の予算について御説明申し上げます。

当課の29年度当初予算は、329億5,604万9千円となっております。これを昨年度予算の(B)欄と比較しますと、前年度対比で17億9,193万円、率にして5.7%の増となっております。これは、主に大分県国民健康保険財政安定化基金積立金の増などによるものでございます。

次の3、重点事業でございますが、国民健康保険広域化等推進事業555万3千円でございます。この事業は、平成30年度、来年度からの市町村国民健康保険の広域化に向けまして、財政運営の安定化を推進するため、

市町村の国民健康保険税の収納率向上であるとか、医療費の適正化等の取組を支援するものでございます。

清末高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係について御説明申し上げます。

資料の23ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、長寿・援護班以下4つの班で構成され、職員数は25名となっております。

次に事務分掌ですが、17項目あり、主なものは(1)の老人福祉法を始め、(3)の高齢者虐待防止法、(5)の介護保険法の施行に関する事、及び(9)の戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などでございます。

次に、24ページを御覧ください。

2の課・室の予算について御説明申し上げます。

当課の29年度当初予算額は、178億6,185万4千円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で2,369万1千円、率にして0.1%の増となっております。

主な増減の理由としては、介護保険における地域支援事業で、新総合事業が全市町村で開始することに伴い、介護度が軽度の方に対する通所・訪問サービスの増加することによるものです。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

1番目、地域介護予防推進事業498万2千円でございます。この事業は、住民主体による地域に根ざした介護予防の推進及び介護サービス事業所の自立支援型サービスに係る技術向上を図るため、市町村や事業所等に対し、研修や実地支援を行うものです。

主なものとしましては、一つ目の二重丸、住民参画型介護予防推進事業として、住民が地域で介護予防に取り組む際に使用するマニュアルを作成することにより、効果的な介護予防体操等の活動を促し、住民の自発的な介護予防の取組を推進したいと考えております。

次に下の欄、介護サービスクオリティ向上事業500万円でございます。

この事業は、介護サービス事業所に――特別養護老人ホーム、老健施設などがございますが、外部の専門家を派遣し、事業所の業務内容の見直し、改善計画の策定し改善効果を測定することにより、県内事業所の業務効率化を図ります。

また、その効率化の内容を他の事業所に周知することで、県内の事業所全体の業務効率化を推進していくことを考えております。

二日市子ども未来課長 25ページをお開きください。

子ども未来課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は子ども企画班以下三つの班で構成され、職員は16名となっております。

次に、事務分掌ですが11項目あり、主なものは(1)の児童福祉法の施行に関する事、(6)の次世代育成支援対策推進法の施行に関する事、(7)の次世代育成支援施策の推進に係る企画調整に関する事、(8)の不妊治療費助成事業等に関する事、(10)の子ども・子育て支援法の施行に関する事などでございます。

次に、26ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の29年度当初予算は134億8,703万4千円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと、8億2,885万1千円、6.5%の増となっております。これは、主に認定子ども園運営費の増などによるものです。

3の重点事業について説明申し上げます。

保育所運営費34億3,825万5千円でございます。

保育所等の運営に要する経費を負担することの事業では、事業概要欄三つ目の二重丸にありますように、待機児童の解消に向け保育士等の処遇改善に対する負担金を措置すること

としております。具体的には、給与の2%、月額6千円程度の処遇改善に加え、経験年数に応じた加算を行うものです。

また、一番下の二重丸、幼児教育の段階的無償化に対する負担金は、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、市町村民税非課税世帯の第2子保育料無償化などに係る費用の一部を負担するものです。

27ページをお開きください。

認定子ども園運営費25億4,230万円ですが、事業概要欄の下三つ目の二重丸にありますように、認定子ども園についても保育所と同様に職員の処遇改善を行うこととしております。

保育の資質向上事業1,754万5千円ですが、この事業では、保育の多様なニーズに応え、サービスの向上を図るため、保育士などに対する専門研修を実施いたします。

一番上の二重丸、保育コーディネーター研修事業では、医療・保健等に精通した保育士の養成研修や、研修を終えた修了生に対するフォローアップ研修を新たに実施するとともに、2つ目の二重丸にある保育人材キャリアアップ研修は、先ほど御説明いたしました経験年数に応じた処遇改善のための加算要件となる研修と位置づけることとしております。

28ページを御覧ください。

病児保育充実支援事業1億4,322万4千円では、病児保育施設の充実に加え、職員向け研修等を実施し、病児保育の量の拡大と質の向上を図ります。

一つ目の二重丸、病児保育施設整備費補助事業では、今年度に創設及び定員拡大を行う6施設の施設整備費を助成します。その結果、二つ目の二重丸、病児保育施設運営費補助事業にありますように、県内29施設に対する運営費補助を行うこととなります。

また、3つ目の二重丸、病児・病後児保育研修事業は、病児保育従事者の資質向上を図るための研修を新たに実施するものです。

29ページをお開きください。

放課後児童対策充実事業5億9,116万

8千円ですが、一つ目の二重丸、放課後児童健全育成事業では、運営費補助の単価アップを盛り込むとともに、三つ目の二重丸、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業では、放課後児童支援員に対し、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費を助成します。

次に、放課後児童クラブ施設整備事業2、165万9千円では、待機児童が発生している地域を中心に6市町12クラブの整備に要する経費を助成します。

大戸こども・家庭支援課長 30ページをお開きください。

こども・家庭支援課関係について御説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭支援班以下二つの班で構成され、本庁の職員は10名となっております。

また、当課が所管する地方機関は、二豊学園以下6機関あり、その職員数は104名となっております。なお、中央児童相談所、婦人相談所及び婦人寮の3機関については、こども・女性相談支援センターとの兼任となっております。

次に事務分掌ですが、11項目あり、主なものは(1)の児童福祉法を始め、(5)の母子父子寡婦福祉法、(8)の児童虐待防止法、(11)の子どもの貧困対策推進法の施行に関する事などでございます。

次に、31ページをお開きください。

2の課・室の予算についてでございます。

当課の29年度当初予算(A)欄は、46億2,909万1千円となっております。これを28年度当初予算(B)欄と比較いたしますと、2億8,168万1千円、6.5%の増となっております。これは、主に児童養護施設に勤務する職員の処遇改善に伴う児童措置費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

子どもの貧困対策推進体制整備事業217万3千円でございます。

この事業は、貧困の問題を抱える子どもの早期発見・支援のため、福祉や学校関係者等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心とした支援体制を構築するものです。

主なものとしまして、二つ目の二重丸では、貧困問題を抱える子どもの支援について広域的に検討するため、貧困問題検討会議を県内6ブロックで開催します。

また、四つ目の二重丸では、子どもの進学や、就職を支援するため、マンガ等を活用した分かりやすい中高生向けのハンドブックを配布し、支援制度等の周知を図ります。

高橋障害福祉課長 32ページを御覧ください。

障害福祉課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・計画班以下六つの班で構成され、本庁の職員数は35名となっております。また、当課が所管する地方機関は、こころとからだの相談支援センター以下四つあり、その職員数は25名となっております。なお、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの3機関については、こころとからだの相談支援センターとの兼任となっております。

次に事務分掌ですが、17項目あり、主なものは(1)の身体障害者福祉法を始め、(2)の知的障害者福祉法、(3)の障害者総合支援法、(4)の児童福祉法のうち、障害児に関する事、(6)の精神保健福祉法、(8)の自殺対策基本法及び(12)の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に関する事などでございます。

次に33ページをお開きください。

2課・室の予算について説明申し上げます。

当課の29年度当初予算額は136億9,238万2千円、これを(B)欄と比較いたしますと、5億9,876万3千円、4.6%の増となっております。これは、障がい福祉サービスを利用する障がい者の増加などに伴う障害者自立支援給付費の増などによるも

のでございます。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

1 障がい者差別解消・権利擁護推進事業 839万8千円でございます。

この事業では、三つ目の二重丸、遠隔手話通訳推進事業として、聴覚障がい者のためのタブレット端末を県庁舎別館と県立病院に配備し、テレビ電話を利用した遠隔手話通訳のサービスを開始いたします。

また、四つ目の二重丸では、外見では分かりにくい内部障がいのある方等が必要な支援や配慮を受けやすくするためのヘルプカードを新たに作成いたしまして、市町村の窓口等で配布をいたします。

次に、34ページをお開きください。

2 精神科救急医療システム整備事業 3, 156万6千円でございます。

この事業は、夜間・休日を中心とした緊急の精神医療相談や医療機関での受診及び入院など、精神科救急医療の体制を確保するものです。

主なものといたしまして、一つ目の二重丸、一番上のポツにありますように、新年度から精神障がい者及びその家族等からの電話相談に24時間対応できる体制を整備いたしました。

次に、3障がい者就労環境づくり推進事業 2, 569万円でございます。

この事業は、県内民間企業等での障がい者雇用を促進するため、障害者就業・生活支援センター等に障がい者雇用アドバイザーを配置するものです。

平成30年度から障害者雇用促進法の改正に伴う法定雇用率の上げが予定されておりまして、今後企業ニーズの高まりが予想されることから、一つ目の二重丸にありますように、現在配置している3名のアドバイザーを6名に倍増しまして、全ての業種における障がい者雇用の促進や福祉的就労事業所での人材掘り起こしの強化を図ってまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんでしょうか。

土居委員 それでは、3点伺いたいことがあります。

まず、地域福祉推進室にですが、権利擁護、後見制度、これは介護保険制度が始まる前年から始まった制度なんです、介護保険制度と後見制度の両輪でという予定でしたが、やはりかなり後見制度が遅れているようなんです。

現在、県下の法人の後見しているセンターがどれくらいあるのかということと、今後どのように増やしていこうとされているのかお伺いしたいと思います。

それから、薬務室について質問があるんですが、今、調剤薬局では、「お薬手帳がないと薬は高くなりますよ」と言っているそうなんです。皆さん困っているみたいなんです、この仕組みをちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、障害福祉課です。精神科救急電話相談センターの運営事業委託についてなんですが、私も一般質問でしましたが、東京の相談サービス会社ですね、これをどのように大分県の精神医療体制を理解してもらおうとしているのか。現場を知らないと、やはり対応もできないと思うので、その辺をどのようにしているのか。

また、これはもうスタートしているのか、いつから始まるのかについて伺います。

壁村地域福祉推進室長 まず、成年後見制度の法人後見の数でございますけれども、私どもで把握している法人後見につきましては、中津市及び臼杵市が権利擁護センターを開設しているということで、2か所でございます。

それから、今後どのように進めていくかということについてでございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、本県の後見制度の推進については、遅れているという指摘で、新聞記事にもございましたように、一つには、市町村長の申立件数が九州、また、全国に比べましても低いということ。それか

ら、法人後見の機関がなかなか設置されていないということで、申立てをしにくいということ。

それからまた、ニーズといたしましては、今後、認知症患者等が増えていくということで、そういった法人後見のニーズが増えていくということ、それから、県におきましても、昨年度ニーズ調査をした結果、地域包括支援センター等の高齢者等を対象として、今後の利用者数を見込みましたところ、今後、5倍程度増えていくであろうということが分かりました。

今後の取組でございますけれども、単独で権利擁護センターを設置できる場所もございますけれども、なかなか運営費用等の面で単独設置が難しいところにおきましては、今年広域のモデル事業を実施いたしまして、複数の市町村が連携して、広域で権利擁護センターを設置していただくという方向で、今後、県下全域でセンターの設置を目指しております。

芦刈薬務室長 薬局の窓口におけるお薬手帳を持参したときとしていないときの診療報酬、お支払いする料金のことについて説明いたします。

昨年、診療報酬の改定、4月1日付けで行われましたけれども、これは薬剤服用歴管理指導料というものでございまして、今、多量の診療科の受診、重複投与とか飲み合わせ等が問題になっております。それを防ぐために、できれば一元的に同一の薬局に繰り返し来局していただいて総合的にどういった薬を持たれているかということを把握するために制度改正されたものでありまして、実際には、処方箋を初めて持っていった場合については、薬剤管理指導料50点、500円ということで、そのうちの1割とか3割負担ということになります。2回目以降は、6か月以内にお薬手帳を持参すれば38点ということで、実際的には診療報酬上120円安くなります。

例えば、そのうちの1割負担であれば、実際的には10円ちょっととか、3割負担とか

であれば40円弱安いということになります。

お薬手帳を持って行って、一元的に薬局でいろんな診療科で出されている薬の重複投与、飲み合わせとか、副作用とか問題がないようなところを促進するためにお薬を手帳を持ってきていただいた方には初回より安くなると。忘れた方には持ってきていただくために、初回と同じ料金になるという仕組みでございます。

高橋障害福祉課長 精神科の電話相談センターの運営に関する御質問でございます。

4月1日からダイヤルサービスという電話相談サービス会社に委託をして、既に電話相談を受けております。

3月の段階から、基本的な対応の方法とか中身の打合せをしまして、この会社につきましては、医師始め保健師、精神保健福祉士さんとか、専門スタッフが200人ほどそろっておりますので、そういった専門家の方々が対応できるような形でもって対応していただいているところでございます。

委員の御質問にありました地域の情報につきましては、まだ十分な形での情報提供ができる状況ではございませんので、その地域対応の仕方と併せまして、追い追いそういった対応の相談をしていきたいと考えております。

ちなみに、この16日、日曜日までの実績を申し上げますと、41件ほど相談が上がってきておりまして、時間帯を拡大いたしました21時から朝9時までの間の件数は9件という状況でございます。

守永委員 15ページの地域医療介護総合確保施設整備事業の関係ですけれども、これには大分県医療情報ネットワーク検討会のことについて触れられているんですけれども、このネットワーク整備に向けての今想定されている規模、いわゆる県下のどのくらいの医療機関が参画しているのか、その辺のことが今どういうふうな情報になっているのか分かれば教えていただきたいのと、もう1点が、33ページの障がい者差別解消・権利擁護推進

事業の中で、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳推進事業の関係で、これは県庁舎と県立病院に配備するという事なんですけれども、イメージとしてどういう使われ方になるのか、イメージしやすいような形で教えていただきたいと思います。

廣瀬医療政策課長 まず一つ目の御質問、15ページの2つ目の二重丸、ネットワークの検討経費とか上げさせてさせていただいています。

ここにありますように医療情報を全県下ネットワーク化したいということで、まだ検討している最中で、規模というのは、具体的に決まっています。

実施主体は医師会がやるという前提で、どういった形で結びつけられるのかというふうに今検討している最中です。

具体のイメージは、今日、志村議員もいらっしゃっているんですけども、「うすき石仏ねっ」とか、そういうのが先行してあります。

ただ、市内と県外の施設を結びつけるかというのがありますけれども、あと別府の「ゆけむり医療ネット」ですとか、そういったかなり、仕組みは違いますけれども、先行して、そういったICTを使われて、現場方の医療情報をネットワーク化されているところがあります。

それを私どもと県医師会としては、全県下、どういう形で進められるのかということで、ただ、なかなかシステマ的にいろんな問題があるとか、個人情報の管理はどうするのかとかいう検討しているところで、具体の話というのは、最終的にはまだ決まっていないという状況になっています。

高橋障害福祉課長 タブレット端末の使い方のイメージということでございますけれども、県庁舎に来られた聴覚障がい者の方が、相談をするのに窓口であれば、どこの課に行けばいいのか、あるいは実際にそこの課に行って相談する中身について、そのタブレットを持って行って、手話通訳で説明をしてもらう、

あるいは聞くという形にしていきたいというふうに思っております。

また、県立病院については、窓口でその症状であるとか、そういったものをうまく伝える。あるいはその手続的なものもちゃんと理解できるような、そういった形にできればなと思っております。

守永委員 ありがとうございます。

まず、医療ネットワークの関係は、これから本格的に構想の議論を深めていくということだと思っているので、本当の意味で全県下の医療機関がそのネットワークでつながっていけば、どこに行っても、いや、あそこにかかっているんだという情報が伝われば、きちんと適切な信頼ができて、つながるということにもなるでしょうし、いろいろ弊害的なものもあるでしょうから、是非議論が深まるようお願いしたいと思います。

それと、タブレットの端末に関しては、結局、障がいを持っている方が総合受付に行くと、そこで端末を最初に手にするという形になるのか、今のお話からするとそういうことなのかと思うんですが、それでいいでしょうか。

高橋障害福祉課長 はい結構です。そこに置いて活用していただくということを考えております。

守永委員 ありがとうございます。

末宗委員 ちょっと福祉で聞きたいんですけど、監査で、福祉で一番嫌なのが福祉を食いものにするというやつですね。大体最近の傾向として、どのくらいの不適正な行為があったかね。

そして、今後、そこ辺りが一罰百戒とか、そこ辺りだけして、税金を使う以上、適正にやっぱり福祉をやってもらいたいというのが一つ。

それで、傾向からどのくらいの例があったか教えていただきたい。

それと、今年4月からは介護保険が市町村に直接移ったですよ。それが予算上、ちょっと分からないもんですから、県は関係ない

かなと思ってね。それが2点目です。

それとちょっと予算の関係で、全体だけでもいいから、医療政策課の伸びが物すごく大きいんよね。確か医療政策課の伸びが大きいようで16.5%、金額も大きいんよ。10億円。

それと、国保医療課が5.7%だけど、先ほど基金と言うたから福祉は結構余裕があるんだなと思ってね。ちょっとそこ辺りお願いします。

笹原監査指導室長 指導監査で指定取消しをした事業所は、例えば、介護保険で言えば、平成12年から介護保険が始まっていますけれども、昨年度までで指定取消しが17件、直近であれば、平成26年度に2件ございます。

障がい関係では、直近では26年度に1件の指定取消しがあるという状況でございます。

清末高齢者福祉課長 介護保険でございますけれども、介護保険の保険者はもともと市町村というところでございます。

それで、今年度から全部の市町村に降りたというところは、介護保険制度の中で、総合事業というところがあって、軽度な方々に介護給付じゃなくて、介護予防みたいな事業があるんですけれども、そういったところが今年度から全部の市町村で開始されているというところでございます。

末宗委員 予算は。

清末高齢者福祉課長 予算は、もともと地域支援事業の中に全部入っておりまして、全体で9億円となっております。

廣瀬医療政策課長 末宗委員が言われました15ページの上の課・室予算の右側、前年度対比で1億円近く増えているというようなことですが、主な要因は2つありまして、ちょっと分かりにくかったのかなと思いますので、もう一度申し上げますと、一番大きなものは地域医療介護総合確保基金、この基金事業というのがあります。その基金事業を受けられまして、その基金をもとにして、いろいろ事

業を行いますけれども、その積立て事業というのがありまして、それが、28年度が10億6千万円ほどが29年度の16億1千万円ちょっとになったということで、5億5千万ほど伸びております。

それと、後は医療提供体制と整備事業ということで、スプリンクラーの設置義務を消防法の関係で、多分診療所ですか、その辺で設置義務を課せられた有床診療所があります。

これは、数年前、福岡の診療所で大きな事故がありまして、全員火事で焼け死んだという事故がありました。それを受けて消防法が改正されまして、消防法が改正されたことをベースにして、厚生労働省がスプリンクラーの整備をしろと、義務があるところについて整備をしろということで、そのお金を国庫事業として用意していると。

それを私ども受け入れまして、スプリンクラー設置という形で整備をしている。それが前年対比で2億1千万円ほど伸びていると。それが主な内容でございます。

藤丸国保医療課長 国保医療課の関係でございます。資料の22ページでございますけれども、対前年で17億9,193万円ほど伸びていますということで、これは来年度から国民健康保険制度が変わりまして、現在、市町村ごとで国民健康保険事業というのをやっておりますが、それに県が入るという形で、県は市町村から納付金を頂きまして、それに国からの公費を加えて、国民健康保険にかかった医療費については、県で払うという制度に来年度から変わります。

それに備えて新たに財政安定化基金を設置するということで、29年度は16億9,700万円の積立てを見込んでおりまして、これが大きな要員となっております。

原田委員長 藤丸国保医療課長、これは昨年第4回定例会で補正が入っていないからこういう形で年額としては、もっと増えていたんですよね。そうでもないですか。

藤丸国保医療課長 これは27年度から毎年度積立てをしております。

原田委員長 ですね。この当初予算の額はこうですけど、補正はもうちょっと上がっていましたよね、これ。

基金の積立てが行われたから――すみません。間違っていたら申し訳ありません。

（「違いますか」と言う者あり）

じゃ、後ほどすみません。

では、末宗委員どうぞ。

末宗委員 監査で取消しの問題。取り消して非常に困る場合も出てくるんだらうけど、なかなか取消しとか、そういうので、地域の実態と合わなくて悩むところも多いんだらうけど、そういうのを毅然とやる場合に、結果が一応出ているんだらうけど、そこら辺りの感想を教えてくださいたいのが1点、それだけ。

取消しには入居者もいるし、いろいろな問題が起こると思うから、ちょっとそこ辺りをどんなふうに取り消さねばいかんか。

それと、介護保険は9億とか何か言ったけど、去年と今年は何ぼ増えたとか、何かそこ辺りの中身は全然分からなかったものだからそれだけ。

笹原監査指導室長 取消しに当たっては、当然入念に処理とか全部、証拠を集めてチェックをした上で、聴聞とか事業所の言い分とかを聞きながらやっていきます。最終的に取消しが決まると、当然利用者とかが実際に利用されているわけなので、1か月ぐらい期間を置いて、いつ何時に取消しというので、ある程度期間を空けて、例えば今、取消しすれば、指定取消しの免許でも、1か月先ぐらいに指定をしまして、その間に利用者を違う事業所に紹介していただいたりとかで今までどおりにサービスを受けられるような状況にした上で取消しする形にしております。

清末高齢者福祉課長 地域支援事業でございますけれども、今年は9億円なんですけど、2億3千万増えまして9億円になっております。ですから、去年は6億7千万円というところでございます。

藤丸国保医療課長 先ほど委員長からお尋ねのありました補正の関係ですが、これは平成

27年度の補正予算で1億7,700万円ほどを積み立てます。28年度は当初予算で3億5,724万円積み立てたということになっております。

末宗委員 介護だけど、やっと今初めて答弁したような感じでね、その2億3千万円増えたんだけど、先ほど影響がないというような形で説明して2億3千万円増えているんだけど、市町村に今年の4月1日から移ったんだから、どんなふうが増えたか、ちょっとその中身を教えてくださいたい。

監査のは分かりました。だけど、一罰百戒じゃないけど、とにかく福祉が食べ物にされんようによろしく。

清末高齢者福祉課長 また別途資料を作りまして、委員にお持ちしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

原田委員長 よろしいですか。（発言する者あり）では、また後日よろしくお願いします。

衛藤副委員長 19ページ、健康づくり支援課の障がい児者歯科診療体制強化事業、これは長年の懸案事項で、本当に強く前進させていただいて心より感謝申し上げたいと思います。

進めるに当たってなんですけれども、障がい児者の方、その御家族の方の1番の要望は、やっぱり地域のクリニックと、近くで診ていただけることというところなわけですよ。そこに対して、今、1か所に集中している状況でございます。新しくできる歯科医療施設、歯科診療機関は、高次がメインになりますので、普通の一般の歯科診療なんかに関しては、歯科医師会にやっていただけるということで、地域の歯科医療機関とのつなぎというのを、是非機関として機能を充実させていただきなというところがあります。

ただ、その一方で、私も現場を見せていただいたんですけど、障がいをお持ちの方が歯科診療されるときは、診療台に座るので一苦勞、口を開ける訓練で一苦勞であって、これが実際の歯科診療の診療報酬の点数に反映されないところがありまして敬遠されがちとい

うところがございます。

だから、そこは是非、我々議会としてもこれから国に働きかけていかないといけないんですけれども、県行政としても、これは知事が九州知事会の会長を務められたりとかもありますので、県行政としても、しっかりと国にその点は診療報酬の点は働きかけていただければという要望が1点でございます。

次に、27ページのこども未来課の病児保育についてなんですけれども、私もいろんな情報が錯綜している感があるので、ちょっと正しいところが分からなくて教えていただきたいんですけれども、病児保育の預かりの場合に、強い感染症系、インフルエンザとかノロとか、そういったのはまた、その中で広がってしまうので、受入れを拒まれてしまうケースがあるという話も伺ったんです。それが正しいかどうかちょっと分からない。その実態がどうなっているかというところが一つ。

もう一つが、普通に風邪を引いた子どもさんたちなんかを預かり保育とかで預かったときに、例えば、0歳児、1歳児とか、自分で薬が飲めないですね。だから、その薬を飲ませるという行為が投薬に当たるので、駄目だという話も聞きます。

その一方で、園によっては親御さんの同意をもらって投薬を代わってやっているというところもあるとかないかという話を聞いて、その辺何が正しいのかというのを教えていただきたいなと思います。

最後が33ページの、先ほど守永委員からもお話があった遠隔手話通訳推進事業。すみません、もともと私の理解では、聴覚障がい者関係の協会の方なんかは、専門性のある通訳業務なんかは、手話通訳なんかの要望が強くて、そこで病院であったりとか、裁判所であったり、警察であったり、そういったことをやるのに、タブレットとか遠隔でできたらいいなという要望が各所であったと思うんですよね。

これは一つは、場所に今置いているんですけど、考え方として、場所じゃなくて、例え

ば、そういう障がいをお持ちの方自身がタブレットを持って、そこと聴覚障がい者の専門通訳者との間で結ぶという、人に付くという考え方がないのかなと。場所に付けるというのじゃなくて、人に付けるという考え方というのは、もう一方で取れると思うんですけれども、その辺の展開の在り方を今後どのようにお考えなのかと。

藤内健康づくり支援課長 高次歯科診療施設の整備事業ですけれども、委員御指摘のように、幾ら高次だけ整備しても、障がい者、その御家族が望むように身近な歯科医療機関で、フッ素洗口、フッ素塗布であるとか、虫歯の治療などメンテナンスができるということが、とても重要になります。今回の高次歯科診療施設、県、大分県歯科医師会が整備いたしますので、その強みを生かしまして、一般のつまり、かかりつけの歯科医院の方が、この高次歯科診療施設に患者さんを紹介したら、その先生も一緒に研修という形で、この機関には研修機能を持たせて、患者さんの治療を通して実地の研修をする。そのことによって、治療が済んだら、またそのかかりつけ医の歯科医で診療ができる。こうした研修と連携機能をうまく発揮できるように考えております。

それから、実際にこうした手間、時間がかかる割に、歯科診療報酬として、なかなか評価が低くて、経営的に厳しいという話は、現に高次歯科診療をやっている施設からも聞いておりますので、こうした要望を衛生部長会や、あるいは知事会等を使って、要望を国に届けるということも是非検討したいと思っております。

二日市こども未来課長 病児保育についてお尋ねを頂きました。

まず、感染症の子どもたちのことですが、病児保育の施設は、多くは医療機関に併設して施設を設けております。その1室とかいう形ですが、通常、感染症に対応するための隔離室を、病児保育でするので、そんな深刻なものではありません。ガラスなどで区切って、空気の浄化などを付けて、例えば、ノロとか

インフルエンザの子どもさんはそれぞれそういう部屋に入ってください。それ以外のお子さんは、またこちらの部屋にという、通常全部で3室ぐらいを設定しているケースが多いです。

ただ、施設によっては、大体3室ですので、それを超える感染症のお子さんが来て一緒にすると、悪い状態の子どもさんにうつってしまいますので、それは場合によってはお断りするということもあり得ると思います。

私が現地に伺った際には、例えば、大分市内では、いつもというわけではないけど、インフルエンザがはやっている時期は、うちがインフルエンザを主に受け取りましょうとか、それ以外をおたくでというようなことを病院間、病児保育の施設間でやり取りするようなこともまれにあるとお聞きしています。

それから、薬を飲ませるか、投薬ですけれども、看護師の配置基準がございますので、特に医療機関に併設している場合は、医師も定期的に診てくださいますので、その点について心配することはないと思いますが、通常、保育所などで薬を飲ませるかどうかというのは、また個別に保育所に、病児保育とは別に保育所に看護師を配置したりすることで対応している保育所もあるようです。

高橋障害福祉課長 タブレット端末の関連で御質問でございますけれども、この遠隔手話通訳事業につきましては、あくまでも場所に配置ということを考えております。

委員お話がございました専門性の高い意思疎通支援を行う場合の手話通訳者の派遣という制度も別途ございます。

これまで盲聾者という、盲、ろうの方に対する、そういう派遣をしておったんですけれども、今年度から先ほどお話に出ましたような裁判所であるとか警察であるとか、そういったところでの手話通訳が必要となる専門性の高い場合、ケースについても、手話通訳者本人を派遣するという形で対応するように考えておまして、今回のこのタブレット端末の配置とはまた別に、そういう対応をしま

いる形にしております。

ですから、この部分につきましては、あくまでも不特定多数の、かなり聴覚に障がいのある方が訪れると思われるところに配備をした上で活用していただくという形で考えております。

衛藤副委員長 最後のところだけ。

人ではなく、場所に付ける理由というのを今お答えいただいているので、その状況というのは、こういうふうにするというのは分かったんですが、そうしなければいけない理由というのについて、もうちょっと教えていただければと思うんですけど。

高橋障害福祉課長 個人にお渡しするというのは、やはりタブレットの数の問題もあろうかと思えますし、いろんな多くの方が集まる場所で、そこに置いておくのが、より多くの方に対応できるんじゃないかと思っております。

ですから、ある程度、人に渡すのであれば、その事前の準備の部分もかなり要ろうかと思えますし、数も必要になるかなと思っておりますので、当面、この2か所に配置をして、その利用状況も踏まえて、また、聴覚障害者協会さんにもお願いをしておりますし、どういう使い方がいいのかとか、使って使い勝手がいいか悪いかとか、そういったものもお聞きいただいた上で修正をしていきたいと考えております。

衛藤副委員長 すみません、ちょっと意がうまく伝わってなくて。

タブレットを私は配布してくださいと言っているんじゃないくて、今、タブレット、結構みんな普通に持っているんです。御自身がお持ちのタブレットと、その専門通訳サービスの方が持っているタブレットをつなぐシステムを作れないかということ、スカイプでもいいんですよ、要はお店のサービスを受けられるように専門通訳者と契約じゃないですけども、そういうのも1案として、もう結構です。要望として終わらせていただきますので、そういうのをまた将来御検討いただけ

ればなというところです。

原田委員長 それでは、ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、委員外議員の方々、御質問のある方、お願いいたします。（「時間もないのでいいです」という者あり）

ちょっと気になっていたんですけど、御配慮を頂きありがとうございます。

では、以上で平成29年度の行政組織及び重点事業等については終わりたいと思います。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

長谷尾福祉保健部長 今年度、福祉保健部では10個の計画策定を予定しておりますので、御説明申し上げます。

資料の35ページをお開きください。

今年度の10計画の概要をかいつまんで御説明いたします。最初の大分県医療計画第7次でございます。

表の頭の左から2番目の計画の根拠等にありますとおり、この計画は、医療法に基づき、県民に適切な保健医療等を確保することを目的として策定しているものです。昭和63年度に策定して以来、5年ごとに見直しおります。

左から3番目の欄に計画の概要がございますけれども、切れ目なく効率的で質の高い医療提供体制の構築や医療機能の分化・連携を推進するため、5疾病・5事業及び在宅医療を中心に、医療諸施策の基本方針となる計画を策定することとしています。

その下の第2次生涯健康県おおいた21でございます。

この計画は、健康増進法に基づきまして、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため平成13年3月に策定したものです。現在の計画は平成25年から34年までの10年計画となっておりますが、中間年である5年を目途に目標指標等を見直すこととなっていることから、今回見直しを行います。

3月に施行された、健康寿命日本一おおい

た県民運動推進条例第5条に定められた計画でもあることから、健康寿命日本一の実現に向けまして、企業など多様な主体との協働による健康づくりの取組や、事業の進捗を把握するための目標指標についても定めることとしています。

次のページ、36ページを御覧ください。大分県がん対策推進計画第3期でございます。

がん対策基本法に基づきまして、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため平成20年3月に策定して以来、概ね5年ごとに見直すこととしています。

昨年12月に改正されました、がん対策基本法において基本理念に追加された、がん患者が安心して暮らすことができる社会の構築等について、国が今夏を目途に定める基本計画を踏まえて策定する予定です。

その下の大分県歯科口腔保健計画でございます。

この計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び大分県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づきまして、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するために策定する計画であります。

今回は、10年計画の中間年ということで評価と見直しを行うこととしております。

37ページ、大分県国民健康保険運営方針でございます。

この計画は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民保険事業の運営広域化・効率化を推進するため、今回初めて策定するものでございます。

主な記載事項といたしましては、医療費及び財政の見通しや、市町村における保険税の標準的な算定方法等八つの項目として考えております。

その下、大分県医療費適正化計画第3期です。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進するため平成20年3月に策定して

以来、5年ごとに見直してきたところがございますけれども、今回からは6年間の計画とされたことから、35年度までの計画を策定することとなります。

主な記載事項は、平成35年度の医療費の見込みや健康の保持の推進に関する目標、具体的な取組など3項目を定めることとしております。

次のページをお開きください。

おおいた高齢者いきいきプラン第7期でございます。この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づきまして、県の高齢者福祉施策の基本方針を示す老人福祉計画と、市町村の介護保険事業の実施を支援する介護保険事業支援計画を一体のものとした計画でございます。平成12年度から3年ごとに見直すこととされております。

第7期計画の策定のポイントとしては、在宅医療・介護連携等の取組を本格化させるため、認知症施策の推進のほか、介護人材の確保などについて定めることとしております。

続いて、大分県障がい福祉計画第5期及び障がい児福祉計画第1期（仮称）でございます。

この計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めた具体的な実施計画として平成19年3月に策定されて以来、3年ごとに見直しをいたしております。

今回、第5期計画の策定に当たりましては、地域生活への移行促進のほか、改正児童福祉法に基づき障がい児支援体制の充実なども盛り込みまして、障がい児福祉計画と一体で策定することとしております。

次の39ページをお開き願います。

大分県自殺対策計画（仮称）でございます。

この計画は、昨年成立しました改正自殺対策基本法に基づきまして、地域の実態にあった効果的な取組を促すため、自治体が定めることとされております。

現在、国で夏頃を目処として自殺総合対策大綱の改定及びガイドラインの策定を行って

おりまして、これらを踏まえ県の計画を策定いたします。

最後に、大分県アルコール健康障がい対策推進計画（仮称）でございます。

この計画は、平成26年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、併せてアルコール健康障害を有する方等に対する支援の充実を図るために策定いたします。

具体的には、国が昨年5月に策定したアルコール健康障害対策推進基本計画を参考にいたしまして、県民の健康を守り、安心して暮らせる社会の実現に向け、県の取り組むべき数値目標や基本的施策及びその推進体制等を定めることとしております。

以上10本でございますけれども、今後、各定例会の常任委員会ごとに、随時進捗状況等を御報告させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

原田委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはございますでしょうか。

土居委員 これから医療構想実現に向けて、在宅医療、地域包括ケア等をやっていくんですが、大分県の緩和ケアとか緩和医療、何かもうちょっと手厚くしていかないといけないじゃないかなという思いをいつも感じています。ですから、今後、そういった面も反映させた計画を作っていただきますようお願い申し上げます。

原田委員長 要望で結構ですか。

土居委員 はい。

原田委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、委員外議員の方々、質疑、御意見などはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 御協力ありがとうございます。では、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ありがとうございます。

これをもって福祉保健部関係を終わります。執行部の皆さん、大変お世話になりました。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

原田委員長 これより、病院局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から、御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

原田委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

原田委員長 この委員会、定数8名なんですが、田中委員が御存じのとおり佐伯市長になりましたので、当面7名でございます。

また、荒金委員におかれましては、別の公務のために今日は欠席されています。

なお、本日は、委員外議員として、志村議員、木付議員、桑原議員、森議員に出席を頂いております。

次に、事務局職員を紹介いたします。

議事課の秋本君です。（起立挨拶）

政策調査課の飛河君です。（起立挨拶）

原田委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いいたします。

〔田代病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

原田委員長 それでは、病院局関係の平成29年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 本日、御説明いたしますのは、平成29年度病院局の組織と平成29年度大分県病院事業会計予算でございます。

説明は、本日お配りしております福祉保健生活環境委員会資料、こちらで御説明させていただきます。

それではまず、大分県病院局の組織につい

て、委員会資料の1ページ目をお開き願います。

診療科部門は循環器内科部を始めとする26科部、そのほか放射線科部などから構成される中央診療部門、薬剤部などから構成される医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターとなっております。

このうち、診療科部門において、腎臓・膠原病内科部を廃止し、腎臓内科部、膠原病・リウマチ内科部を設置し、更に呼吸器腫瘍内科部を新たに設置いたしております。

これまでは腎臓・膠原病内科部においてリウマチ領域が専門である医師1人で腎臓疾患及びリウマチの領域を診療しておりました。

しかし、腎臓・膠原病内科部の患者数の増加に伴い、新たに腎臓病治療の専門医を配属することで、腎臓疾患への対応を充実強化することが可能となったことから、腎臓内科部と膠原病・リウマチ内科部を設置したものでございます。

呼吸器腫瘍内科部は、呼吸器に関連したがん、主に肺がんを取り扱う診療科でございます。これまで呼吸器内科部において診療を行ってききましたが、診療実績、特に抗がん剤治療の実績が年々上がってきていることや、今後も患者の増加が見込まれることから、呼吸器腫瘍内科部を設置したものでございます。

今後とも、医師、看護師、医療技術職、事務職員一丸となって、医療の質の向上、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、平成29年度大分県病院事業会計予算について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の平成29年度の病院事業会計に対する一般会計負担金について御説明いたします。

この負担金については、県立病院が行います、がん治療部門や救命救急部門など、高度・専門、特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の建設改良に充當いたしました企

業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計が支出するものがございます。

29年度予算額は太枠の囲みにありますように11億5,652万1千円となり、28年度と比べ、4,717万3千円の減額でございます。

増減要因としましては、右側の備考欄にありますとおり、建設改良に係る企業債償還元利金の減などがございます。

次に、2の平成28年度予算と平成29年度予算との比較について御説明いたします。

29年度の収益的収支予算は、太枠の囲みにありますように、収益が153億6,700万円、費用が152億1,200万円を計上しており、単年度損益は1億5,500万円の黒字の予定となっております。

その下の資本的収支予算については、収入19億5,500万円に対しまして、支出は25億6,300万円を計上しております。

予算の比較については、次の3ページに詳細に記載していますが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

次に、29年度予算につきまして具体的に説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について御説明いたします。左側の表になりますが、項の欄、医業収益は入院収益、外来収益、室料差額収益などの合計となり、小計の欄にありますように、141億7,636万1千円を計上しております。

入院、外来患者数や、単価につきましては、28年度決算見込みを基に算定しております。入院延べ患者数は14万8,766人、単価は6万6,370円。外来延べ患者数は21万914人、単価は1万9,522円を見込んでおります。

次に、項の欄の医業外収益につきましては、受取利息や国、一般会計からの補助金、冒頭で御説明いたしました一般会計からの病院事業に対する負担金を含めた負担金交付金、そ

の他医業外収益を合わせまして、右側の表の小計欄にありますように、11億7,113万4千円を計上しております。

そのほかに、過年度損益修正益などの特別利益を加え、病院事業収益は右側の表の1番下の合計欄にございますように、153億6,694万円となっております。

次に、5ページを御覧ください。

(2)病院事業費用についてでございますが、まず左側の表になりますが、項の欄、医業費用につきましては、職員の給与費、薬品費等の材料費、委託料や光熱水費等の経費、施設や医療機器等の減価償却費などございまして、右側の表、上段の小計欄にございますように、150億7,833万9千円を計上しております。

また、項の欄、医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費や消費税及び地方消費税などの合計になりますが、小計の欄にございますように、1億3,148万3千円を計上しております。

これに特別損失を加えまして、病院事業費用は右側の表の一番下、合計の欄にありますとおり、152億1,182万2千円でございます。

次に、6ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてでございます。まず、(1)の資本的収入は、左の表になりますが、項の欄にありますように、企業債、負担金、補助金で構成され、企業債は14億7千万円、企業債の償還に充当する他会計負担金は4億8,042万8千円、精神医療センターの整備に関する補助金は436万7千円を計上しており、合計は19億5,479万5千円となっております。

また、右の表(2)資本的支出は、項の欄、建設改良費、企業債償還金、他会計からの借入金償還金で構成され、建設改良費のうち、資産購入費は、医療機器整備などに支出するための費用4億円を計上しております。

その下の改築事業費は、大規模改修工事に係る給排水設備等の工事費用や、精神医療セ

ンターの整備に係る実施設計費用及び建設予定地の工作物の移設費用として、合計12億224万8千円を計上しております。

そして、企業債償還金は9億5,433万5千円、他会計からの借入金償還金は、旧三重病院の借入金の償還分で668万円でございます。

資本的支出を合計しますと、25億6,326万3千円となります。

表の枠外、左下に記載をしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填することとしております。

以上で、病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑、御意見などはありますでしょうか。

末宗委員 時代が進んできて、科学が進んで、人工知能、今どのくらいの予算を付けてそういうのに県立病院が対応しよるのかね。そこ辺りをちょっと、もう時代はすぐ入るやろけんね、そういう時代に。そこ辺りはどんなふうな見解を持っているのか、お聞きしたいと思っています。

原田委員長 末宗委員、それは病院内においての人工知能でいいですか。（「はい」と言う者あり）

田代病院局長 末宗委員から非常に貴重な御意見を頂きました。

医療の分野では、多分今の段階で利用できるとすれば、診断の分野に多分人工知能は入ってくるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、病院事業の中で、こういうものをというような具体的な策は今のところ、まだ計画には入っておりません。

末宗委員 人工知能で診断等、検診において病名を診断する場合、今いるお医者さんの精度と比べたら、どんなふうに見ているのか、お医者さん同士が。院長、先生やね、どちらでもいいけど、お医者さんがどんなふうに見

ているのか、ちょっとお聞きしたい。

井上県立病院長 大変難しい質問かなと思ってお伺いしているんですけども、将来的に遺伝子の情報というのが、そういう非常に細かい情報がいろいろ出てきた場合に、診断の部分で最新の知見を併せた上で、医師がそれを参考にして、最終的に診断するというようなプロセスになると思っています。

どういう部分で最初にスタートしていくかということ、恐らく遺伝子の診断で治療法を決めるとか、病型を決めるとか、そういったものに近づくもの、その分野が一番、日進月歩でいろんな情報が山ほど世界中から出てまいりますので、それがライブラリーのように蓄積されて、それをうまく活用すると、そういった、病院単位ではなくて、多分国家単位とか、あるいはそういう単位で引っ張り出すようなものになってくるのではないかと思っています。

分野的には、恐らく予想としては、血液のがんだとか、そういった分野を予想しております。最初ではないかと思っています。

原田委員長 では、委員外議員の皆さん方、御質問等ありましたら。

木付委員外議員 へき地の公立病院がありますよね、緒方、山香、国東、こういうへき地の公立病院と県立病院の交流というんですか、そういうのはあるのかどうかお尋ねします。

井上県立病院長 私どもの病院から地域医療部という地域のことに関して、少しお手伝いができるような医者のルールを作っております。そこが山香だとか豊後大野とか、そういったところに定期的に診療の応援に行っております。これも今年度も継続していく予定でございます。

木付委員外議員 具体的に体制、今、地域医療部と言われたんですかね、それをどの人数とか、どれぐらい対応したか、具体的にお話しいただけますか。

井上県立病院長 5人の医師が所属していると思いますけど、日頃は院内のいろいろなそれぞれの診療科で働いておまして、決まっ

た日に地域の中核病院に応援に行くというような形をとっております。

原田委員長 よろしいですか。

木付委員外議員 はい。

原田委員長 ほかに委員外議員の皆さんいらっしゃいませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、質疑もないようですので、これをもちまして、平成29年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、諸般の報告①県立病院精神医療センターの整備について、御説明します。資料の7ページを御覧ください。

まず、これまでの経緯について御説明させていただきます。

資料の左上を御覧ください。精神科救急医療の現状と課題についてです。本県では、現在、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で設置が義務づけられている県立精神科病院が未設置であり、夜間・休日の精神科救急や精神疾患患者の身体合併症に対して十分な体制が確保できていないことが課題となっております。

そこで、資料の左下になりますが、一昨年10月に設置された県立精神科基本構想検討委員会で県立精神科基本構想を整理し、県立精神科病院は、夜間・休日を中心とした24時間体制を確保し、また、県は、精神科救急医療体制の充実及び円滑な運用に向け、民間精神科病院等の具体的な役割分担を明確にするとともに連携体制を構築することとされています。

以上のような点を踏まえ、右側の表に示しておりますように県立精神科病院の機能については、現在不足している夜間・休日を中心とした急性期治療を実施するとともに、重篤な身体合併症医療に特化することとしています。

建設場所の候補地につきましては、身体合

併症治療は一般診療科との連携が重要であることから、総合病院である大分県立病院に併設とされております。

以上の県立精神科基本構想の意見を踏まえ、昨年、県として32年度中の開設を目指すことを決定したところです。

資料の8ページを御覧ください。

県立病院では、県立病院精神医療センターの整備に向けて、28年度に基本設計を実施してきました。

設計に当たっては、患者及び医療スタッフの円滑な導線の確保やその環境整備等に十分配慮するとともに、身体合併症患者への対応が多くなることを想定し、県立病院本館とのスムーズな連携に配慮した最適な施設となるよう検討してきたところでございます。

その中で、予定していた県立病院南側のスペースだけでは、十分な面積が確保できないことから、図の黒線で囲んだ部分でございますが、隣接する民有地を買収する必要があると判断いたしております。

なお、都市計画法に基づく都市計画病院として、区域の変更など必要な手続終了後に、土地購入に係る補正予算を今年度お願いしたいと考えています。

今年度からは実施設計が予定されておりますが、予定どおり32年度中に開設できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 よろしいでしょうか。

委員外議員の方もどうぞ。質疑、御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに質疑もないようですので、②の報告をお願いいたします。

財前会計管理課長 それでは、諸般の報告②大規模改修工事の進捗状況につきまして、御説明させていただきます。

資料は一番最後の9ページを御覧ください。
県立病院では、1の改修計画のとおり、設備等の老朽化により、27年度から大規模改修工事を実施しております。

その下、2の改修スケジュールですが、増築棟及び本館サーバー室の工事を昨年完了し、現在、本館西病棟を中心とする1期工事を進めているところであります。

右下の建物図に番号で表示しておりますが、昨年度は、①の10階、②の9階東病棟及び③の2階厨房まで完了し、④の2階手術室、そして⑤の9階西病棟が現在、改修中でございます。

改修3年目となる今年度は、④の2階手術室及び⑤の9階西病棟を継続するとともに、⑥から⑨の8階から6階までと4階の西病棟、⑩の外壁、そして1階⑪の中央待合ホール天井について、順次施工していくスケジュールとなっております。

一番下にあります2期工事で実施する本館東病棟を中心とする改修につきましては、今年9月に入札公告を行い、平成30年第1回定例県議会への契約議案の提出を予定しております。

改修工事が長期にわたっていること、また、病院運営を行いながらの改修であることから、工事の安全確保と円滑な施工につきまして、土木建築部施設整備課を始め、施工者及び工事監理者と引き続き十分な連携・調整を図ってまいりたいと考えております。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 よろしいですか。

委員外議員の皆さん方はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わりたいと思います。

この際、ほかに何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようでありますので、これをもって病院局関係を終わります。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

〔病院局、委員外議員退室〕

原田委員長 次に、県内所管事務調査及び県外所管事務調査についてですが、事務局に一括して説明させます。

〔事務局説明〕

原田委員長 まず、県内調査についてですが、この案で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 それでは、この行程で実施することとします。

欠席や別行動となる場合は、その都度、早めに事務局に連絡してください。

また、今後、調整が必要な場合は、私に、御一任いただきたいと思います。

原田委員長 次に、県外調査の日程などについて、御協議願いたいと思います。

日程や調査地は、いかがいたしましょうか。

〔委員協議〕

原田委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、7月18日から3日間の日程で実施することとし、ただいま、御検討いただきました趣旨に沿いまして事務局に実施案を作成させます。

なお、細部については、私に、御一任願います。

以上で予定されている案件は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に、ないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。